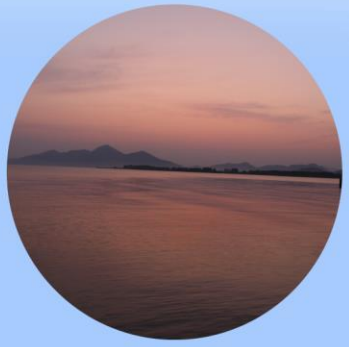
第３次

野洲市環境基本計画











里山から琵琶湖へ、　みどりの回廊そして暮らしが調和するまち　野洲

令和9年3月

野　洲　市

（市長あいさつ）

目次

序章　計画の策定にあたって 1
　1　計画の策定背景 2
第1章　基本的事項 4
　1　計画の位置づけ・期間 5
　2　計画の対象 6
　3　SDGs・MLGsとの関係性 7
第2章　現状と課題 8
第3章　計画の目標 13
　1　計画の基本理念・環境像 14
　2　基本目標 15
第4章　施策の展開 17
　1　施策体系 18
　2　具体的施策 19
　基本目標1　脱炭素社会の実現に向けたまちづくり 19
　基本目標2　循環型社会の実現に向けたまちづくり 26
　基本目標3　里山から琵琶湖へつながる自然共生まちづくり 30
　基本目標4　安全で快適な生活環境づくり 37
　基本目標5　協働によるまちづくり 42
第5章　重点プロジェクト 45
　1　重点プロジェクトの概要 46
　2　重点プロジェクト 47
第6章　計画の推進と進捗管理 59
　1　推進体制 60
　2　進捗管理 61
資料編 資-1
　1　指標詳細 資-2
　2　本市の地域特性 資-4
　3　計画策定の経過 資-20
　4　温室効果ガス排出量の推計 資-25
　5　再エネ導入による削減見込みの推計 資-28
　6　省エネ対策による削減見込みの推計 資-31
　7　温室効果ガス排出削減目標 資-32
　8　用語集 資-33

序章 計画の策定にあたって

1　計画の策定背景

1-1　計画の背景・趣旨

野洲市環境基本計画は、2004(平成16)年に制定された野洲市環境基本条例に基づき、野洲市の環境を保全するための方針を定めたものです。本市では、2022(令和4)年3月に「第2次野洲市環境基本計画（改訂版）」を策定し、各種取組を進めてきました。

前計画の期間が2027(令和9)年3月に満了を迎えること、また、国内外の新たな環境をとりまく動向や本市の状況に対応するため新たに「第3次野洲市環境基本計画」（以下、本計画という。）を策定します。

1-2　環境に関する国内外の動向

(1)持続可能な開発目標（SDGs）の実現

SDGsは持続可能な社会の実現に向けて全ての国が取り組む共通の目標です。

SDGsには、気候変動や生物多様性の保全といった環境分野だけでなく、持続可能な消費や生産、教育、働きがいなど、様々な分野の目標が掲げられています。そのため、SDGsの達成には、環境・経済・社会を一体的に捉え、ともに課題を解決していくことが重要となっています。

滋賀県では、SDGsの考え方を琵琶湖の保全と地域の発展に活かすため、2021（令和3）年7月1日（「びわ湖の日」40周年）に、琵琶湖版のSDGs「マザーレイクゴールズ（MLGs）」を策定しました。MLGsは、琵琶湖とともに持続可能な暮らしや地域づくりを進めるための目標として活用されています。

(2)ウェルビーイングの実現

国の「第6次環境基本計画」では、「ウェルビーイング（高い生活の質）」の実現を環境政策の最も重要な目標としています。ウェルビーイングとは、健康で安心して暮らせることや、一人ひとりが豊かさや幸せを実感できる状態を指します。

その実現には、私たちが直面している「気候変動」「生物多様性の損失」「環境汚染」という地球規模の課題に対応していく必要があります。具体的には、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」、廃棄物をできるだけなくし、資源を循環させながら活用していく「サーキュラーエコノミー（循環経済）」、失われつつある自然を回復・再生する「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の取組を一体的に進めることが求められています。

（3）地球規模の3つの危機への対応

①カーボンニュートラル

地球温暖化対策は世界共通の課題となっています。2015（平成27）年に採択された「パリ協定」では、ほぼ全ての国が世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃未満に抑えることを目指した取組を進めています。

この目標の実現に向けて、国では2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を目標に掲げています。また、2035（令和17）年度までに2013（平成25）年度比で60%削減するなど、段階的な排出削減を進めています。

一方で、世界の平均気温の上昇は続いており、猛暑や集中豪雨などの異常気象が各地で増えています。こうした気候変動は、洪水や干ばつ、森林火災などの災害リスクを高め、人々の暮らしや自然環境に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

そのため、温室効果ガスの削減とともに、気候変動の影響に備える取組を進めていくことが重要となっています。

②サーキュラーエコノミー（循環経済）

世界では、人口増加や経済発展に伴い、資源の大量消費が進んでいます。その結果、資源の不足や食品ロス、海洋ごみ・マイクロプラスチックによる環境への影響などが大きな課題となっています。こうした課題の解決に向けて、国際的には、資源を大切に使い、繰り返し活用する「循環型社会」の実現が求められています。

国では、2024（令和6）年に策定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行が進んでいます。

このような取組は、気候変動対策や生物多様性の保全、資源の有効活用、地域の活性化など、様々な課題の解決につながることが期待されています。

③ネイチャーポジティブ（自然再興）

近年、世界では多くの動植物が姿を消しつつあり、生きものの種類や数が急速に減っています。その主な原因は、開発や土地利用の変化、気候変動など、人間の活動による影響とされています。

こうした状況を改善するには、生物多様性の損失を止めるだけでなく、失われた自然を回復していく「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の取組が重要となっています。

国では、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を自然豊かな状態で保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」を掲げており、企業や地域団体などが行う自然環境保全活動を「自然共生サイト」として認定する取組が進められています。

第1章 基本的事項

1　計画の位置づけ・期間

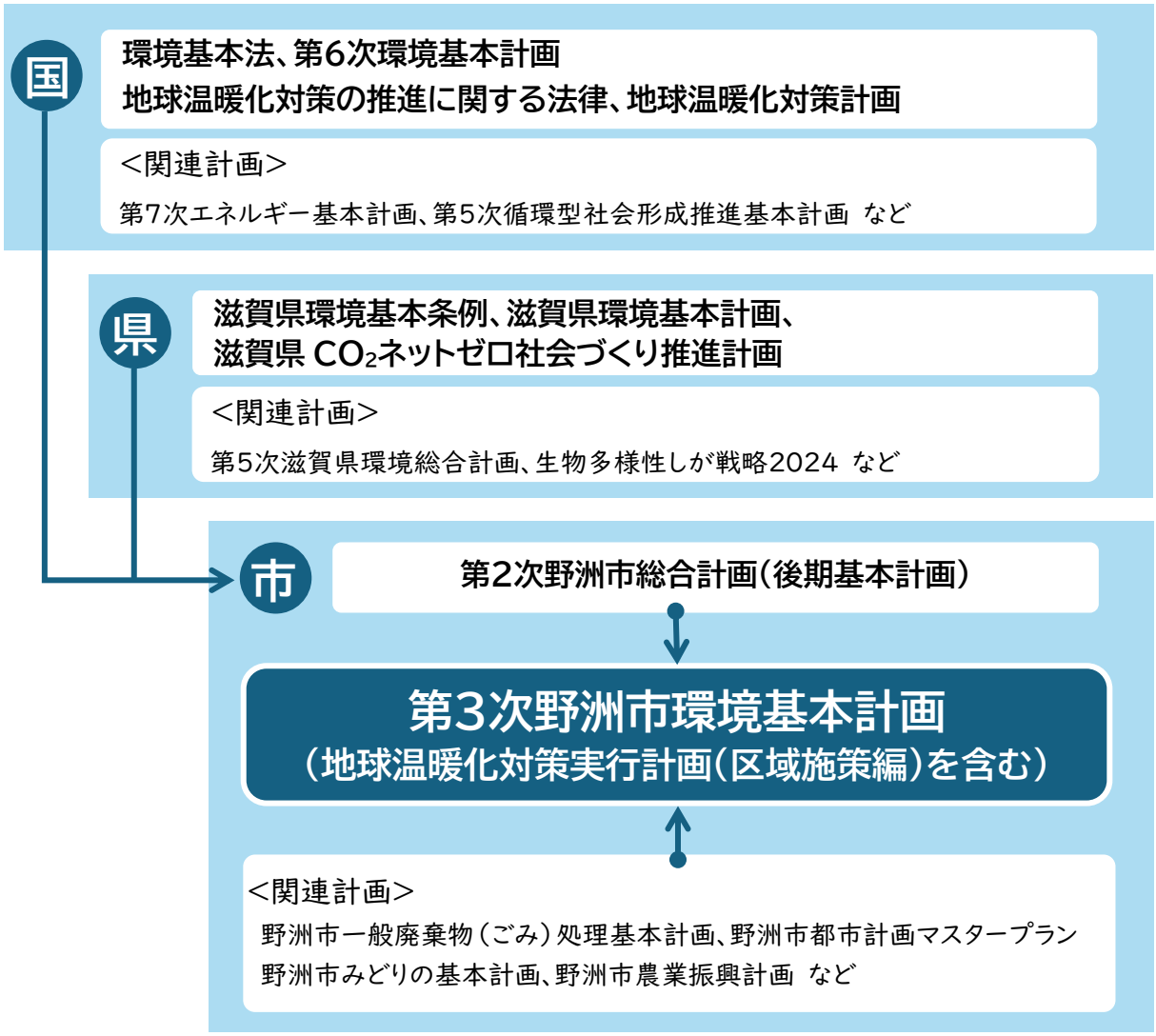
1-1　計画の位置づけ

本計画は、「野洲市環境基本条例」第8条に基づき策定するもので、野洲市の自然環境、生活環境、地球環境を対象に、目指す将来の姿を実現するための取組の方向性を示した計画です。野洲市の豊かな自然環境と良好な環境を守り、よりよい環境づくりを進めるための基本となる計画として位置づけています。

また、本市の最上位計画である「第2次野洲市総合計画(後期基本計画)」の施策を環境の視点から具体化する役割を担っています。関連する様々な計画や施策との整合を図りながら、本市の環境に関する施策全体の方向性を示し、その取組を総合的に推進していきます。

なお、本計画のうち、地球温暖化対策に関する内容（基本目標1：p19～25）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、区域施策編という。）としても位置づけます。

■図1-1　計画の位置づけ



1-2 計画の期間

計画の期間は、2027（令和9）年度から2036（令和18）年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や環境関連法規の状況等により、環境問題に関する目標や施策方針などを見直す必要が生じた場合には、必要に応じて改訂するものとします。

2007年度（平成19）	2017年度（平成29）	2027年度（令和9）								2036年度（令和18）	
第1次計画	第2次計画	第3次計画(本計画)									
		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18

2 計画の対象

本計画においては、以下の環境の範囲を対象とします。

■表1-1 計画の対象

区分	対象
地球環境	地球温暖化対策
循環型社会	リサイクル、廃棄物処理、漂着ごみ、水や資源の循環 など
自然環境	川、琵琶湖、里山、動植物、農地 など
生活環境	騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壌汚染、環境美化、緑化、景観、化学物質、不法投棄 など
協働によるまちづくり	環境学習、環境活動、環境マネジメント、情報発信、連携 など

3　SDGs・MLGsとの関係性

SDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030（令和12）年までに達成すべき17の目標を定めた世界共通の目標です。滋賀県においても琵琶湖版SDGsであるMLGsを定めています。MLGsは、琵琶湖と人々の暮らしとのつながりに着目した13の目標で構成されており、その取組はSDGsの達成にもつながります。

本計画では、SDGsとMLGsの考え方を取り入れながら、市、市民、市民団体、事業者が協力して取組を進め、一人ひとりの行動の積み重ねにより、地域の環境の保全や持続可能な社会の実現につなげます。

■図1-2　SDGsロゴと17の目標アイコン



出典：国際連合広報センター

■図1-3　MLGsロゴと13の目標アイコン



出典：MLGs WEB

第2章 現状と課題

計画の進捗

現状と課題

●第2次野洲市環境基本計画（改訂版）

・24の指標のうち、達成したのは16指標（達成率：66.7%）
・指標に関しては、目標の達成・未達成状況を踏まえて、見直しの検討が必要
・全ての重点プロジェクトで取組が進んでいる

●野洲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

・市域の温室効果ガス総排出量は305千トン（R5実績）。基準年度（H25）比は36.4%減となり、2050年のカーボンニュートラルに向かっている
・部門別にみると、産業部門が多く、次いで運輸部門が多い

計画に反映すべき点

・環境基本計画と区域施策編の統合
・取組状況を踏まえた施策内容・施策体系、重点プロジェクトの見直し
・区域施策編の目標値の見直し
・指標及び目標値の見直し

地球環境

現状と課題

●国内外の状況

・3つの世界的危機の1つに「気候変動」が掲げられる
・国や県が2050年カーボンニュートラルを宣言
・国の「地球温暖化対策計画」にて新たな目標、2035（R17）年度までに2013（H25）年度比60%削減が示される
・記録的猛暑や豪雨が頻発・激甚化

●統計等からみた市の状況

・産業部門や運輸部門の排出が多く、対策が必要
・本市周辺でも平均気温の上昇や猛暑日の増加が確認されている
・太陽光発電の導入が進んでいる
・水素の利活用に向け、しが水素拠点形成コンソーシアムに参加

計画に反映すべき点

・2050年カーボンニュートラルを見据えた新たな目標・取組の検討
・避けられない猛暑や豪雨等への対策として、気候変動適応法に基づく「適応策」の追加
・水素の活用など脱炭素イノベーションの推進

循環型社会

現状と課題

●国内外の状況

・サーキュラーエコノミーへの移行が重要
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行

●統計等からみた市の状況

・生ごみ資源化に向けて市民団体がダンボールコンポストを実施
・ごみの総排出量は減少傾向
・プラごみ削減に向けてマイバッグ持参推進キャンペーンを実施
・河川等を通じて大量のプラごみが流出しており対策が必要

●市民・市民団体からみた市の状況

・市や事業者、スーパーの生ごみ資源化の推進が必要
・空きビンの色別分別が必要

計画に反映すべき点

・3R の取組強化
・ごみを出さず循環を促す行動の普及推進
・プラスチックの使用削減・資源化の促進
・食品ロス削減や生ごみの資源化促進
・マイクロプラスチック対策の強化


（リユース品の常設展示）


（フードドライブ）


（ダンボールコンポスト）

自然環境

現状と課題

●国内外の状況

・3つの世界的危機の1つに「生物多様性の損失」が掲げられる
・自然環境の改変や気候変動などにより生物多様性が悪化している
・ネイチャーポジティブの実現が重要

●統計等からみた市の状況

・野生鳥獣や外来生物（アライグマ等）による生態系や農林水産業への被害が発生している
・琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境が残っている
・希少なビワマスが保全されている

●市民・市民団体からみた市の状況

・河川環境の保全について県と市の連携が重要
・琵琶湖の水質は改善したが、一方で琵琶湖漁業全体の漁獲量は大きく減少している

計画に反映すべき点

・ビワマスをはじめとする貴重な生きものや多様な自然環境の保全対策の強化
・貴重な自然を保全するだけではなく教育や観光に活用する視点の追加
・野生鳥獣害や外来生物対策の強化
・国・県・近隣自治体との連携強化

CHECK!

ビワマスフォーラム

本市では、ビワマスが家棟川を行き来して産卵できる豊かな川の環境を取り戻すため、2015（平成27）年度に市民や事業者、専門家、市などが協力して「ビワマスを戻すプロジェクト」を始めました。

ビワマスフォーラムは、ビワマスを野洲のシンボルとして守り育てるための取組について話し合う貴重な機会・場となっています。



（ビワマスフォーラムの様子）



（市内の水田）



（ビワマス）

生活環境

現状と課題

●国内外の状況

・国内の大気、水、土壌の環境汚染などの状況について、環境基準の達成状況は概ね改善傾向
・PFAS（通称：ピーファス）など新たな化学物質へのリスク管理が必要

●統計等からみた市の状況

・市内の大気、水質などについて、環境基準を概ね達成

計画に反映すべき点

・大気、水など環境項目の継続的な監視と結果の報告
・化学物質などの管理の推進

協働によるまちづくり

現状と課題

●国内外の状況

・少子高齢化・人口減少が進展
・環境価値の見える化・情報提供を通じた、意識・行動変革が進む

●統計等からみた市の状況

・本市でも少子高齢化・人口減少が予測されており人材不足が懸念
・学校等への出前講座を実施している
・各重点プロジェクトにおける担い手や後継者が不足している

●市民・市民団体からみた市の状況

・出前講座などを通じた環境学習が重要
・事業者を巻き込んだ、環境意識の醸成が重要
・市民に計画内容が広まっていない
・小中高校（新高専を含む）との連携が重要
・保全活動参加者の高齢化・活動継続に向けた対策が必要

計画に反映すべき点

・次世代への広報、SNSを駆使した積極的な広報等
・市民や市民団体、事業者との協働の場や機会づくり
・環境保全活動を担う人材の確保・育成の強化

CHECK! えこっち・やす

環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」（愛称：えこっち・やす）は、野洲市環境基本計画に掲げられた重点プロジェクトを推進していくため、市民、市民団体、事業者が協働で参画する組織として2008（平成20）年3月に発足しました。

現在、次ページに示す市民団体等が中心となり、琵琶湖や河川、里山などの自然環境の保全、ごみの減量・リサイクルなど、環境にやさしいまちづくりに取り組んでいます。

結成から18年が経過しましたが、環境に関する課題は深刻さを増すばかりです。1人ではできないことでも、みんなの力が集まれば何かが変わり、何かが動くかも知れません。

えこっち・やすの活動をみんなで進めていきましょう。

（えこっち・やす　ロゴマーク）



（出前講座の様子）


（ビオトープ観察会）

えこっち・やす、環境団体

取組内容と課題

●やす緑のひろば


（活動の様子）

・毎月3回、荒廃した竹林の整備を実施
・山部会と連携しながら、森林整備活動の実施
・年3～4回、中学生の職場体験や子ども向けイベントを開催
・年1回の剪定技術講習会を開催
・年20回程度、公共施設の緑化支援活動を実施
・活動参加者の高齢化・活動継続に向けた対策が必要
・市民と協働する機会の拡充が重要

●山部会


（活動の様子）

・毎月4回、林道や登山道の整備、倒木・枯れ木の除去、草刈りなどを実施
・ミツバツツジ群落や谷川の環境の保全を実施
・年2回、伐採木や木の実を活用した木エクラフト教室を開催
・春や秋に里山散策や自然観察会を実施
・やす緑のひろばや森林組合と連携し、竹林整備や森林整備、タゴガエルの生息調査などを実施
・活動参加者の高齢化・活動継続に向けた対策が必要

●祇王井川・中ノ池川の清流を守る会、家棟川・童子川・中ノ池川にビワマスを戻すプロジェクト


（活動の様子）

・毎月1回、祇王井川と中ノ池川の清掃を実施
・ビワマスを川に戻すため、市民、事業者、市が協働でイベントや産卵床の造設・維持や仮設魚道の設置、市民による遡上調査などを実施
・活動参加者の高齢化・活動継続に向けた対策が必要
・市民参画に向けた積極的な働きかけが必要

●びわ湖の水と地域の環境を守る会、野洲市びわ湖を守る会

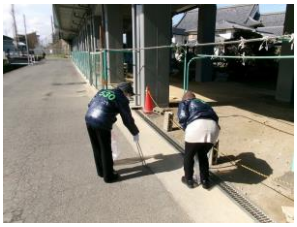
・公益財団法人　淡海環境保全財団と連携し、中主小学校4年生を対象にヨシ苗づくり、ヨシの植栽活動実施
・各種団体や事業所と連携し、ヨシ群落再生事業を実施
・あやめ浜まつりでは、あやめ浜でのシジミ捕りや湖魚料理などを通じて環境学習を実施
・湖岸周辺の清掃活動を実施

●エコ資源部会


（活動の様子）

・毎月1回、家庭などから廃食油を回収
・回収した廃食油を再利用した粉石けんのサンプル配布
・クリーンセンターで、不要になった家具や食器などの展示・譲渡
・出前講座として、廃食油を活用したエコキャンドル作りや、古紙を再利用したペーパーアート教室を開催
・活動参加者の高齢化・活動継続に向けた対策が必要
・リユース品の収集方法の検討

●ごみを減らし隊


（活動の様子）

・年2回、駅や市民病院、コミュニティセンター周辺で清掃活動を実施
・年2回、市役所やコミュニティセンター、図書館に食品回収ボックスを設置し、フードドライブを実施
・環境に優しい買い物キャンペーンとして、10月に市内店舗にて、食品ロスや買い物バッグ持参などの啓発活動を実施
・活動参加者の高齢化・活動継続に向けた対策が必要
・環境に優しい買い物キャンペーンについて、現状に合った取組への更新

●環境保護団体あちゃはぴ

・ダンボールコンポストの普及を目標として講習会やイベントへの出店を実施
・そのほか、循環型社会を目指して、毎月1回のごみ拾いやリユース品の無料譲渡会などを実施

計画に反映すべき点

・活動を担う人材の確保・育成の強化
・活動に継続して参加していただくための仕組みづくり
・各主体との協働体制の強化
・課題を踏まえた取組内容の見直し

第3章 計画の目標

1　計画の基本理念・環境像

(1)計画の基本理念

本計画の基本理念は、本市の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基本となる「野洲市環境基本条例」で定める下記の4つとします。

■表3-1　基本理念(野洲市環境基本条例)

- 良好な環境の維持と次世代への継承
- 大気・水・土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
- 生物の多様性の確保
- 地球環境の保全、資源及びエネルギーの消費の抑制

(2)環境像

本市では、三上山や妙光寺山、鏡山などの里山から野洲川沿いの河辺林、琵琶湖の松林が「みどりの回廊」を形成しています。みどりの回廊は、グリーン・コリドーとも呼ばれ、帯状の森林、野生動物の移動経路で、人と動物、暮らしの境界であり、共生の象徴となっています。

このみどりの回廊を軸として、里地・里山に調和した集落景観、点在する古墳や社寺林、街路樹・桜並木、河川や湖岸沿いのヨシ群落などが広がっている環境は、野洲市らしさを感じられる豊かな自然環境であるとともに、市民の暮らしに調和しています。

今後も引き続き、みどりの回廊を主とする豊かな自然環境と私たちの暮らしが調和する良好な環境を継承していくことを目指し、環境像を以下のとおり定めます。

■図3-1　環境像

里山から琵琶湖へ、
みどりの回廊そして暮らしが調和するまち　野洲



(野洲市の航空写真)

2　基本目標

本計画では、国の「第6次環境基本計画」の個別分野と整合を図り、基本目標を5つに区分し環境像の実現に向けた施策を推進します。

基本目標1　脱炭素社会の実現に向けたまちづくり

多様な課題の解決につながるカーボンニュートラルの実現を目指し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など行動変容を促進するとともに、気候変動への適応を図ります。

基本目標2　循環型社会の実現に向けたまちづくり

効率的・循環的に資源を有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進し、循環型社会の構築を目指します。

基本目標3　里山から琵琶湖へ　つながる自然共生まちづくり

里山から琵琶湖の野洲市ならではの豊かな自然環境や自然の恵みを保全・活用することで、自然再興（ネイチャーポジティブ）に貢献し、人と自然が共生するまちづくりを目指します。

基本目標4　安全で快適な生活環境づくり

市・市民・市民団体・事業者が、それぞれの立場で、環境へ大きな負荷をかけない生活や事業活動に心がけ、大気、水、悪臭など環境に対する負荷を少なくすることや不法投棄対策を推進するなど、安全で安心して暮らせる生活環境を守るまちとすることを目標とします。

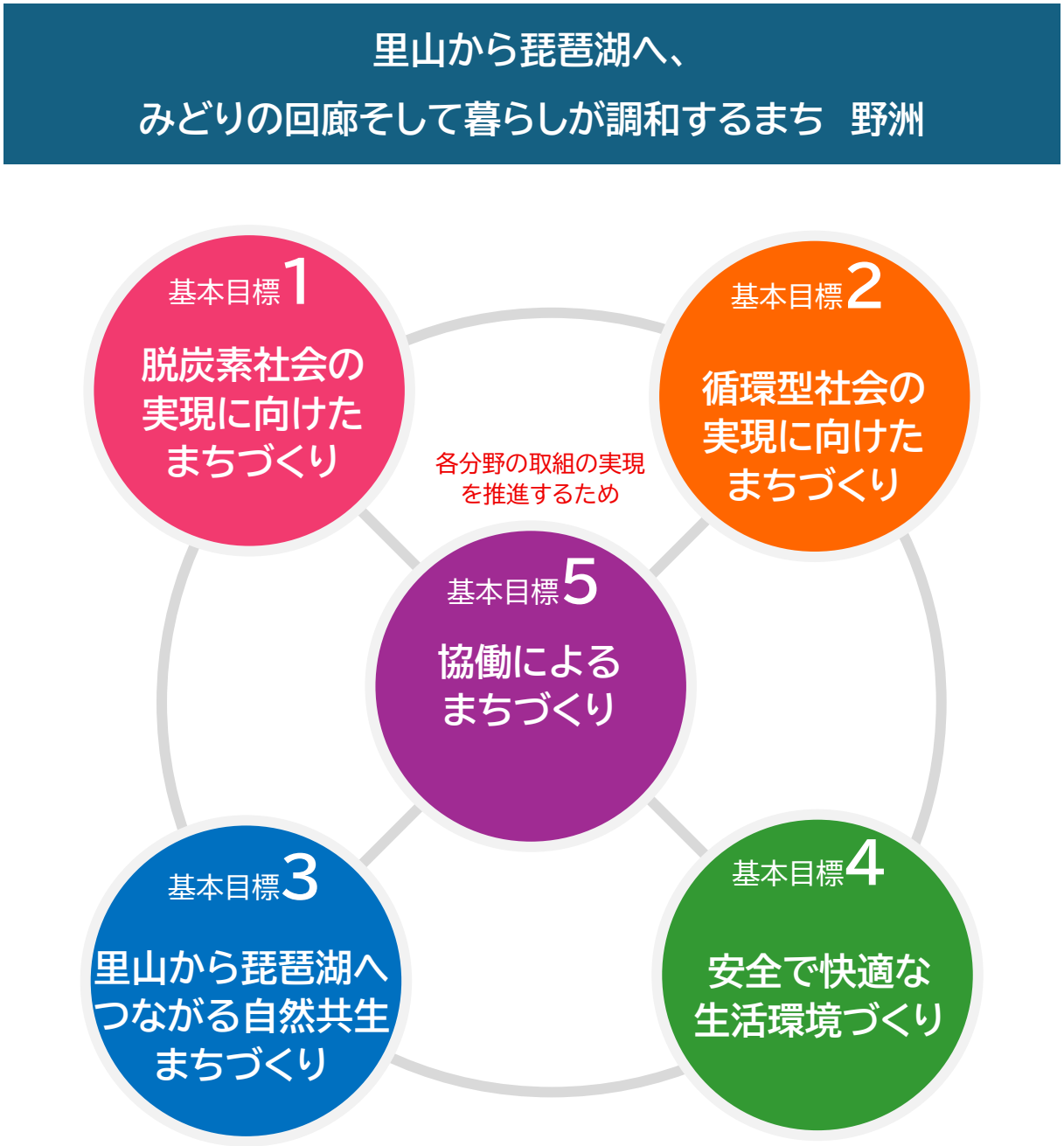
基本目標5　協働によるまちづくり

本計画の実現に向けて市・市民・市民団体・事業者が協働で取り組んでいくために、多様な主体との連携や環境学習を推進し、環境意識の醸成を図ります。

本計画の5つの基本目標は互いに密接な関わりを持っており、全ての分野においてバランス良く取組を進めていく必要があります。

特に、「基本目標5　協働によるまちづくり」は環境保全を担う人づくりの面を持っているため、本市においても積極的に取り組むべき目標と考えています。

■図3-2　各基本目標の関係性



第4章　施策の展開

1 施策体系

基本目標の達成に向けた施策は次のとおりです。

基本目標	施策の方針	施策	ページ
基本目標1 脱炭素社会の実現に向けたまちづくり (区域施策編)	1 地球温暖化緩和策の推進	1-① 省エネ・高効率化の推進	P20
		1-② 再生可能エネルギーの導入推進	P20
		1-③ 環境に配慮したまちづくり	P21
		1-④ 野洲市らしさを活かした緩和策の推進	P22
	2 地球温暖化適応策の推進	2-① 熱中症対策の推進	P23
		2-② 防災・減災対策の推進	P23
		2-③ その他適応策の発信	P23
基本目標2 循環型社会の実現に向けたまちづくり	3 資源循環の推進	3-① リデュースの推進	P27
		3-② リユースの推進	P27
		3-③ リサイクルの推進	P27
		3-④ ごみを出さないライフスタイル・ビジネスの推進	P28
	4 琵琶湖の流出ごみ対策	4-① 琵琶湖の流出ごみ対策	P29
基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然共生まちづくり	5 生物多様性の保全	5-① ビワマスをはじめとする貴重な生物の保全	P31
		5-② 生態系ネットワークの保全	P32
		5-③ 外来生物対策	P32
		5-④ 有害鳥獣対策	P32
	6 自然環境の保全	6-① 里山や森、河辺林等の保全	P33
		6-② 河川・琵琶湖の保全	P33
		6-③ 農地の保全	P34
	7 地域資源の活用	7-① 自然とふれあう機会の創出	P35
		7-② 地産地消の推進	P35
基本目標4 安全で快適な生活環境づくり	8 公害や騒音等の防止	8-① 環境調査の実施と結果の発信	P37
		8-② 開発行為に対する規制	P38
		8-③ 新たな化学物質などへの対応	P38
	9 環境美化の推進	9-① 不法投棄対策	P39
		9-② 環境衛生対策	P39
		9-③ 環境美化活動の推進	P39
	10 まちなかの緑化	10-① 公園整備・維持管理	P40
		10-② 緑化推進	P40
		10-③ まちなみ・景観の保全	P40
基本目標5 協働によるまちづくり	11 環境保全を担う人材の育成	11-① 環境学習の推進	P42
		11-② 自発的な活動の誘導・促進	P42
		11-③ 環境情報の共有	P43
	12 協働の推進	12-① 各主体の連携強化	P43
		12-② 国・県・近隣自治体との連携強化	P43

2 具体的施策

基本目標
1
脱炭素社会の実現に向けたまちづくり（区域施策編）

多様な課題の解決につながるカーボンニュートラルの実現を目指し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など行動変容を促進するとともに、気候変動への適応を図ります。

本計画では、基本目標1を「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけます。

指標

指標番号	指標名	現状値（年度）	目標値（年度）
1-1	市内の太陽光パネル(10kW未満)の設置件数	2,638件（R6）	3,885件以上（R17）
1-2	市内のCO_2排出量（H25年度を基準）	305.0千t-CO_2（R5）	190.6千t-CO_2以下（R17）
1-3	公共施設におけるCO_2排出量(H28年度を基準)	4,905t-CO_2（R6）	5,734t-CO_2以下（R9） ※「令和9年度改定予定の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の目標値を準用
1-4	コミュニティバス年間利用者数	71,232人（R7）	67,000人以上（R12） ※「野洲市総合計画」の目標値を準用
1-5	クーリングシェルターの指定件数	8件（R7）	18件以上（R18）

方針と施策

方針1　地球温暖化緩和策の推進

市民や事業者への普及・啓発を通じて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を促進し、脱炭素につながる行動の定着を図ります。また、本市の特性やこれまでの取組を活かした野洲市ならではの地球温暖化対策を推進します。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策

●：協働の取組

1-①　省エネ・高効率化の推進

取組

○公共施設や家庭・事業所における更なる省エネ化に向けて、節電を呼びかけます。（環境課、総務課）

○省エネ・高効率化につながる取組の普及に向け、補助制度などの情報を提供します。（環境課）

○ごみ焼却時の熱を有効活用し、エネルギーの有効利用を進めます。（環境課、クリーンセンター）

1-②　再生可能エネルギーの導入推進

取組

○補助制度の周知や自治体・事業者による再生可能エネルギーの導入支援などを進め、太陽光発電設備や蓄電設備の普及を促進します。（環境課）

○地域と調和した再生可能エネルギーの導入を進めるため、相談体制の充実やルールの周知を図ります。（環境課）

○低炭素電力の利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。（環境課、総務課）

○ペロブスカイト太陽電池など次世代技術の普及を進め、再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。（環境課、総務課）

1-③ 環境に配慮したまちづくり

取組

○脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の普及を通じて、脱炭素につながる環境にやさしい行動を促進します。（環境課）

○徒歩・自転車・公共交通の利用を促し、環境負荷の少ない交通社会を目指します。（環境課、都市政策課）

○次世代自動車やエコドライブの普及、再配達の削減により、自動車からのCO_2排出抑制を進めます。（環境課）

●農業や林業の振興を通じて、CO_2を吸収する機能の向上を図ります。（農林水産課）

○森林環境譲与税を活用した森林整備と木材利用の促進により、CO_2を吸収する機能の向上を図ります。（農林水産課）

○地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省エネ化や再エネの導入など全庁的な取組を行います。（総務課）

TOPIC デコ活とは

環境省では、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民、消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動「デコ活」を進めています。

具体的な取組として以下に示す、デ・コ・カ・ツにちなんだ4つのアクションをはじめとする13のアクションを設定しています。これらの取組を通じて CO_2の削減と暮らしの豊かさの向上の両立を目指しています。

分類		アクション
まずはここから	住 デ	**電気も省エネ 断熱住宅** （電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
	住 コ	**こだわる楽しさ エコグッズ** （LED・省エネ家電などを選ぶ）
	食 カ	**感謝の心 食べ残しゼロ** （食品の食べ切り、食材の使い切り）
	職 ツ	**つながるオフィス テレワーク** （どこでもつながれば、そこが仕事場に）
ひとりでにCO2が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住	宅配便は一度で受け取る

出典：環境省

1-④　野洲市らしさを活かした緩和策の推進

取組

●野洲市エコ・アクション・ポイントの活用促進と制度の充実を図り、市民の環境配慮行動を支援します。（環境課）

●水素エネルギーの利活用に向けて、水素活用に向けた先進事例や「しが水素拠点形成コンソーシアム」に参加する企業などの取組を発信します。（環境課）

○事業者に対して、再生可能エネルギーやコージェネレーション、メタネーションの利用等、脱炭素に繋がる取組を促します。（環境課）

TOPIC　しが水素拠点形成コンソーシアムとは？

滋賀県は工場が多く立地する地域であり、産業部門の排出を減らしていくためには、工場などで使用するエネルギーを環境にやさしいものへ転換していくことが重要です。その一つとして、水素エネルギーの活用が期待されています。

そこで、県内に水素拠点を形成するため、事業者や自治体などが連携して情報交換や取組を行う「しが水素拠点形成コンソーシアム」が設立されました。

本市も市内事業者とともにこのコンソーシアムに参加しており、今後、水素エネルギーの活用に向けた取組を進めていきます。

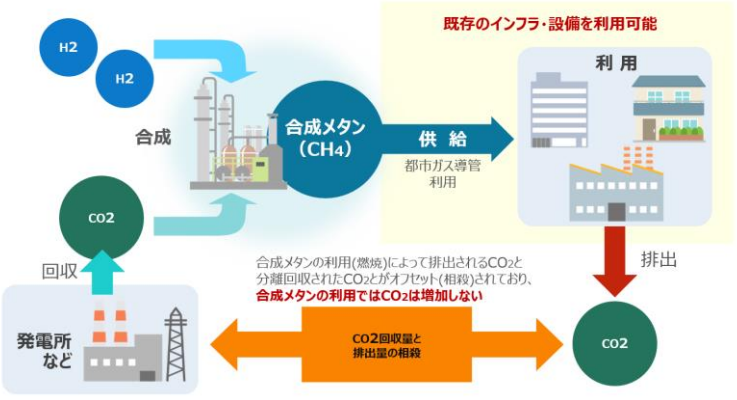


TOPIC　メタネーションとは

本市では、温室効果ガス排出量の約4割を産業部門が占めており、カーボンニュートラルの実現には工場などで使われる熱エネルギーの削減が重要となっています。

そこで注目されているのが、CO_2と水素から都市ガスの主成分であるメタンをつくる技術「メタネーション」です。

合成されたメタンは、既存のガス設備や配管をそのまま活用できるため、コストを抑えながら脱炭素化を進めることができるため、事業活動と環境保全の両立を支える新たな技術として期待されています。



出典：資源エネルギー庁

方針2　地球温暖化適応策の推進

地球温暖化対策には、原因となるCO_2排出量を削減する取組（緩和策）に加えて、猛暑や豪雨の激甚化といった避けられない気候変動による被害を回避・軽減させる取組（適応策）も求められています。

本市においては、熱中症対策の普及推進やグリーンインフラを活用した防災・減災対策を推進するなど、気候変動による影響の回避・軽減を図ります。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策

●：協働の取組

2-①　熱中症対策の推進

取組

〇熱中症特別警戒情報や指定遮熱避難施設（クーリングシェルター）などの周知を通じて、熱中症予防を促進します。（環境課、健康推進課）

〇まちなかの緑地の保全や緑化を進め、暑さの軽減やヒートアイランド対策につなげます。（環境課、都市政策課）

2-②　防災・減災対策の推進

取組

〇国・県と連携し、災害時の防災拠点となる「野洲川MIZBEステーション」（河川防災ステーション）の活用を推進します。（MIZBEステーション整備室）

2-③　その他適応策の発信

取組

〇農産物において、高温などの気候変動の影響に対応するため、適応品種の導入や栽培方法の工夫を進めます。（農林水産課）

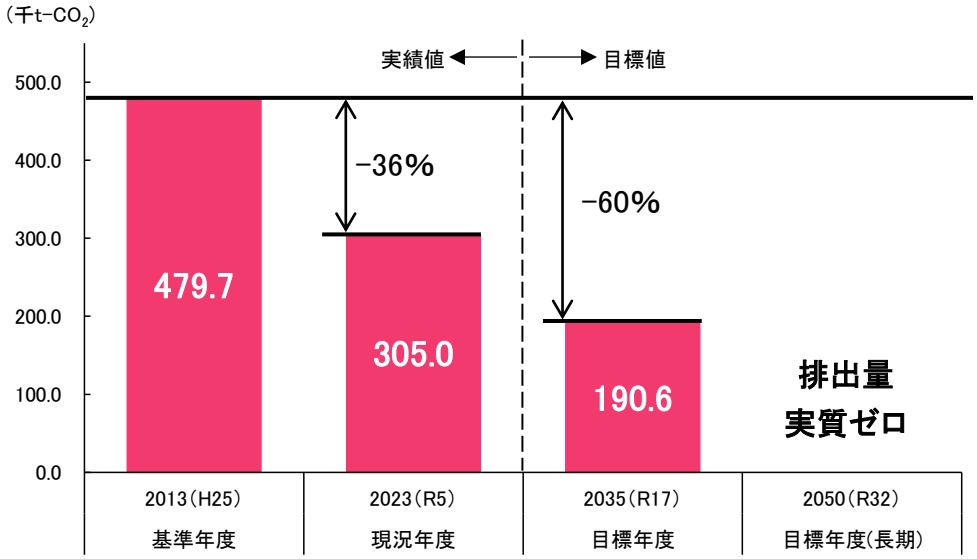
〇蚊等の媒介による感染症のリスクに関する情報を収集・発信し、関係機関と連携して対策を進めます。（環境課）

区域施策編について

(1)区域施策編の計画の期間等

区域施策編の計画の期間は、本計画と同様に2027(令和9)年度から2036(令和18)年度までの10年間とします。また、基準年度は2013(平成25)年度、目標年度は2035(令和17)年度、目標年度(長期)は、2050(令和32)年度とし、それぞれの温室効果ガス排出量の実績値と目標値は、以下のとおりとします。

■図4-1 温室効果ガス排出量の実績値と目標値



(2)区域施策編の対象とする範囲

区域施策編において、対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO_2)とし、部門は下記に示す5部門(分野)とします。

■表4-2 対象とする部門

部門	概要
産業部門	第1・2次産業(農林業、鉱業、建設業、製造業)
業務その他部門	第3次産業、地方公共団体
家庭部門	家庭生活に関すること
運輸部門	各部門の移動に関すること(バス、タクシーなどの旅客自動車や大型トラックなど貨物自動車を含む自動車全般、鉄道)
廃棄物分野(一般廃棄物)	各部門の廃棄物処理に関すること

区域施策編の目標

区域施策編では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギー導入目標と温室効果ガス排出削減目標を設定します。

※再生可能エネルギー導入目標及び温室効果ガス排出削減目標に関する詳細は、資料編（p資25～32）を参照。

（1）再生可能エネルギー導入目標

本市では、これまでの実績を踏まえ、住宅と事業所の太陽光発電の導入が今後も同程度進むことを想定し、2035（令和17）年度までに、現状の2024（令和6）年度比で1.2倍以上とすることを目指します。

なお、風力発電など太陽光以外の再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、必要に応じて導入可能性調査結果や地域住民との話し合いなどを行い、導入を検討していきます。

2035（令和17）年度の再生可能エネルギー導入量を
2024（令和6）年度比**1.2**倍以上

※太陽光発電（10kW未満）の導入件数としては、基準年度である2024（R6）年度の2,638件から1.4倍以上の3,885件を目指す。

（2）温室効果ガス排出削減目標

本市の温室効果ガス削減目標は、国の目標と整合を図り、以下のとおり設定します。

さらに、長期的な目標として、2050（令和32）年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）の実現を目指します。

2035（令和17）年度の温室効果ガス排出量を
基準年度2013（平成25）年度比**60**%削減

基本目標
2
循環型社会の実現に向けたまちづくり

効率的・循環的に資源を有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進し、循環型社会の構築を目指します。

指標

指標番号	指標名	現状値（年度）	目標値（年度）
2-1	1人当たりの一般廃棄物の排出量	691.1g/人・日（R7）	○○g/人・日以下（R13） ※「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の目標値を準用
2-2	リユースステーション利用者数	257人（R5～R7の平均値）	257人以上（毎年度）
2-3	市内で回収した廃食油の回収量	2,995L（R5～R7の平均値）	2,995L以上（毎年度）
2-4	市内大型店舗の来客者の買い物袋持参率	91.5%（R5～R7の平均値）	91.5%以上（毎年度）

方針と施策

方針3　資源循環の推進

廃棄物のさらなる排出削減により環境負荷を低減させるため、「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみ分別の徹底や3R（リデュース[排出抑制]、リユース[再使用]、リサイクル[再生利用]）やリニューアブル（再生可能な資源・素材に替える）を推進するとともに、市民や事業者に対してごみを出さないライフスタイル・ビジネスの普及・啓発を図ります。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策

●：協働の取組

3-①　リデュースの推進

取組

○過剰包装の削減、マイバッグやマイボトルの利用によるプラスチックごみの削減など、ごみの減量や発生抑制につながる取組を推進します。（環境課）

3-②　リユースの推進

取組

●家具類・食器類などリユース品の常設展示を通じて不要品の再使用を推進します。（環境課、クリーンセンター）

3-③　リサイクルの推進

取組

○資源の有効利用を促進するため、資源ごみの分別回収や適切なごみ処理の徹底を図ります。（環境課）

●生ごみ処理容器の普及などにより、ごみの資源化を推進します。（環境課）

●民間事業者が行う食品トレイや段ボールなどの資源回収の利用促進に向けた啓発や連携を推進します。（環境課）

3-④　ごみを出さないライフスタイル・ビジネスの推進

取組

○環境負荷の少ない素材への転換など、持続可能な資源利用を促進します。（環境課）

●フードドライブを実施し、食品ロス削減を推進します。（環境課）

○「三方よしフードエコ推奨店」の周知を通じて、事業者による食品ロス削減の取組を後押しします。（環境課）

○市が率先してグリーン購入や電子決済などの DX 化に取り組むとともに、家庭や事業所への普及を進めます。（環境課、会計課）

○エシカル消費やサステナブルファッションの普及を通じて、循環型ライフスタイル・ビジネスへの転換を促進します。（環境課）

●野洲市エコ・アクション・ポイントの活用促進と制度の充実を図り、市民の環境配慮行動を支援します。（再掲）（環境課）

○自治会・団体等での生ごみの堆肥作りを推進します。（環境課）

方針4　琵琶湖の流出ごみ対策

琵琶湖は多くの河川や水路とつながっており、ごみが流れ込みやすい特徴があります。特に近年では、プラスチックごみが細かく砕けて生じる「マイクロプラスチック」が琵琶湖内でも確認されており、魚などの生きものや生態系への影響が懸念されています。

こうした問題を一人ひとりが認識し、ごみを琵琶湖へ流出させないため、ごみの出ない暮らしに取り組んでいきます。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策

●：協働の取組

4-①　琵琶湖の流出ごみ対策

取組

○観光客に対してごみの持ち帰りやポイ捨て・放置の防止に向けた啓発を行います。（環境課）

●マイクロプラスチックの発生抑制につなげるため、マイバッグの持参など環境にやさしい買い物キャンペーンに取り組みます。（環境課）

○肥料袋や肥料カプセルなど農業に係るプラごみの流出抑制に向けた啓発を行います。（農林水産課）

基本目標
3
里山から琵琶湖へつながる自然共生まちづくり

里山から琵琶湖の野洲市ならではの豊かな自然環境や自然の恵みを保全・活用することで、自然再興（ネイチャーポジティブ）に貢献し、人と自然が共生するまちづくりを目指します。

指標

指標番号	指標名	現状値（年度）	目標値（年度）
3-1	ビワマスの1日あたりの平均魚影数	5.8尾/日（R7）	6.0尾/日以上（毎年度）
3-2	河岸・湖岸清掃活動参加者数（のべ）	265人（R5～7年度の平均値）	265人以上（毎年度）
3-3	里山保全活動参加者数（のべ）	456人（R5～7年度の平均値）	456人以上（毎年度）
3-4	河辺林保全活動参加者数（のべ）	502人（R5～7年度の平均値）	502人以上（毎年度）
3-5	環境こだわり農産物の栽培面積(水稲)	478ha（R7）	478ha以上（毎年度）
3-6	有機農業栽培面積	25ha（R7）	25haを維持（毎年度）
3-7	中主漁港（中主支所）の漁獲量（外来魚を除く）	10t（R7）	20t以上（毎年度）

方針と施策

方針5　生物多様性の保全

私たちの暮らしに欠かせない水や空気、食べものなどの恵みは、生物多様性によって支えられています。気候変動や生態系の破壊、生物種の絶滅などによる自然や生物多様性の喪失は、私たちが直面している重大な問題です。

そのため、生物多様性の喪失を食い止め、回復に転じていく「ネイチャーポジティブ」に向けて、もともと生息・生育する野生生物を保護するとともに、外来生物や有害鳥獣への対策を強化します。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策

●：協働の取組

5-①　ビワマスをはじめとする貴重な生物の保全

取組

●ビワマス等の生息状況を把握するとともに、家棟川及び支流において生息に適した環境づくり及び取組の周知を推進します。（環境課、国県事業推進室）

○多様な生きものが生息・生育できる水辺環境の整備を推進します。（環境課、土木管理課、農林水産課）

○希少な動植物の保護など生物多様性の保全に努めます。（環境課）

○事業者に対し、県が実施している「しが生物多様性取組認証制度」の情報提供を行い、生物多様性に配慮した取組の普及・啓発を進めます。（環境課）

5-②　生態系ネットワークの保全

取組

○ゆりかご水田による生物の生息環境の整備を推進します。（農林水産課）

○生物多様性の基盤となっている山・川・琵琶湖の自然環境の保全により、生物多様性の維持・向上を図ります。（環境課）

○国や県、近隣自治体などと連携して、琵琶湖や河川につながる水路・池・沼・水田などの水域の連続性の維持・確保に努めます。（環境課、農林水産課）

5-③　外来生物対策

取組

○在来生物や地域の生態系を守るため、関係機関と連携して外来生物対策を進めます。（環境課）

○外来生物の生息状況を把握し、啓発や防除を行います。（環境課、農林水産課）

5-④　有害鳥獣対策

取組

○イノシシやサル、カラスなどの野生鳥獣による農業や林業への被害を防止するための対策に取り組みます。（農林水産課）

方針6 自然環境の保全

本市は三上山や妙光寺山、鏡山などの里山や農地、野洲川・家棟川などの河川、琵琶湖、湖岸の砂浜やヨシ原など多様な自然環境を有しています。

野生生物の貴重な生息・生育環境である里山や河川・琵琶湖、農地などを適正に保全するため、里山や林道の整備、環境に配慮した農業技術の普及に取り組みます。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策

●：協働の取組

6-① 里山や森、河辺林等の保全

取組

○里山の整備や貴重な樹木の保全を進め、水源涵養など自然の恵みを支える機能の維持・向上を図ります。（環境課）

●身近な里山や森、河辺林等について、継続的な保全・活用を図ります。（環境課、農林水産課）

6-② 河川・琵琶湖の保全

取組

○生態系に配慮した川づくりにより、琵琶湖や水辺環境の保全を図ります。（環境課、農林水産課、国県事業推進室、土木管理課）

●琵琶湖の水質浄化や水生生物の生息環境となるヨシ群落や砂浜の保全を推進します。（環境課）

●野洲川MIZBEステーションにおいて、地域住民や学校と連携した水辺での憩いや環境学習、水面利用など親水空間としての利用を進めます。（環境課、MIZBEステーション整備室）

6-③　農地の保全

取組

○「野洲市農業振興計画」に基づき、環境に配慮した農業や、化学肥料・農薬の使用を抑えた環境保全型農業を推進します。（農林水産課）

○プラスチックを使用していない農薬や肥料の利用を促進します。（環境課、農林水産課）

○関係機関等と連携し、貸し手と借り手のマッチングを進めるなど、遊休農地の発生防止と解消に努めます。（農林水産課）

方針7　地域資源の活用

本市には、琵琶湖や川、田畑、里山などの豊かな自然があります。これらの地域資源を活用し、自然観察会や農業体験、里山や河川の保全活動など、実際に見て・ふれて・学べる機会を充実させることで、生きものや自然を大切にする意識を育みます。

また、ビワイチ※やエコツーリズムなどの観光と連携するとともに、地元で生産された農産物や特産品を積極的に利用する「まるかじり」を推進します。これにより、地域産業の活性化を図るとともに、地域の魅力を再発見し、ふるさとへの愛着や誇りを深めます。

※ビワイチは、「琵琶湖一周」の略称で、自転車で琵琶湖を一周するサイクリングルートのこと。国土交通省が指定する「ナショナルサイクルルート」の1つとして認定され、琵琶湖の豊かな自然景観や歴史・文化資源、湖岸のまちなみを体感できるサイクルツーリズムルートとなっています。野洲市はそのルート沿線に位置しているため、交流人口の拡大と地域活性化が期待されています。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策

●：協働の取組

7-① 自然とふれあう機会の創出

取組

●観察会や農業体験、里山や河川・琵琶湖の保全活動など体験型の環境学習の機会を充実させます。（環境課、農林水産課）

●ビワイチやエコツーリズムなど観光の振興をはじめとする他分野との連携により、環境配慮行動につながる取組の多様化・充実を図ります。（環境課、農林水産課、地域経済振興課）

7-② 地産地消の推進

取組

○食育や地産地消の取組を通じて、環境に配慮した農産物や商品への理解と利用を促進します。（環境課、農林水産課、健康推進課、給食センター）

○学校給食において積極的に地場産物を使用します。（給食センター）

○市が主催するイベントなどにおいて、地元食材の積極的利用に努めます。（農林水産課）

基本目標
4
安全で快適な生活環境づくり

市・市民・市民団体・事業者が、それぞれの立場で、環境へ大きな負荷をかけない生活や事業活動に心がけ、大気、水などの環境に対する負荷を少なくすることや不法投棄対策を推進するなど、安全で安心して暮らせる生活環境を守るまちとすることを目標とします。

指標

指標番号	指標名		現状値（年度）	目標値（年度）
4-1	大気汚染に係る環境基準の達成状況		達成（R7）	達成（毎年度）
4-2	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の達成状況		達成（R7）	達成（毎年度）
4-3	典型7公害に係る公害苦情の件数		23件（R7）	23件以下（毎年度）
4-4	クリーンパトロールによるごみの回収量	可燃物等	8,170kg（R6、7年度の平均値）	8,170kg以下（毎年度）
		粗大ごみ等	33点（R6、7年度の平均値）	33点以下（毎年度）
4-5	市民1人当たりの都市公園面積※		8.25㎡（R7）	8.5㎡以上（R12）

※「野洲市総合計画」の現状値、目標値を準用

方針と施策

方針8　公害や騒音等の防止

化学物質汚染等による公害から豊かな自然と市民の健康・生活を守るとともに、暮らしやすい住環境を保全します。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策

●：協働の取組

8-①　環境調査の実施と結果の発信

取組

○大気環境、河川の水質について定期的な調査を継続します。また、事業所からの騒音・振動・悪臭に関する規制と指導を行い、環境状況を把握します。（環境課）

○環境調査の結果をインターネットなどで分かりやすく公開します。（環境課）

○PM2.5（微小粒子状物質）や光化学スモッグなど大気汚染物質等について、情報を収集・発信します。（環境課）

8-②　開発行為に対する規制

取組

○開発によって新たにできる事業所等に対し、環境保全事前協議を行い、安全で安心して暮らせる生活環境を守ります。(環境課)

○公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置の促進を図ります。(上下水道課、環境課)

○事業所や建設工事による騒音・振動の規制と指導を行います。(環境課)

○埋め立て土砂に関する調査について、指導を行います。(環境課、上下水道課)

8-③　新たな化学物質などへの対応

取組

○有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)などの新たな化学物質に関する情報を分かりやすく提供します。(環境課)

○事業者に対し、環境リスクの低減や環境事故の防止に向けた取組を促します。(環境課)

方針9　環境美化の推進

市、市民、市民団体、事業者が連携し、身近な地域の環境衛生対策や美化活動などを推進することで、ポイ捨て防止や環境美化に関する意識の醸成を進めるとともに、ごみのない清潔で快適な生活環境を目指します。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策

●：協働の取組

9-①　不法投棄対策

取組

○不法投棄の防止に向け、監視やパトロールを実施します。（環境課）

○不法投棄やプラスチックごみによる環境問題について情報発信し、啓発を進めます。（環境課）

9-②　環境衛生対策

取組

○ペットの適正飼育や空家・空地の適切な管理について指導を行います。（環境課、建築住宅課）

9-③　環境美化活動の推進

取組

●自治会や市民団体の自主的な美化活動や、ごみゼロ大作戦・県下一斉清掃などの美化活動を推進します。（環境課）

●市民や事業所による清掃ボランティア活動を支援し、まちの美観向上を図ります。（環境課）

○琵琶湖への漂流・漂着ごみの削減に努めます。特にマイクロプラスチックの発生抑制に努めます。（再掲）（環境課）

方針10　まちなかの緑化

まちなかの緑は身近な憩いの場になるだけでなく、生物多様性の保全や気象の緩和、防災、景観の維持など多様な機能を有しています。

こうした多様な機能を有するまちなかの緑について、「野洲市みどりの基本計画」に基づき適切に整備・保全を図ります。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策

●：協働の取組

10-①　公園整備・維持管理

取組

○公園や緑地の保全するため、植樹や花壇整備による緑化を市民や市民団体とともに推進します。（環境課、都市政策課）

10-②　緑化推進

取組

●市役所、図書館などの市の公共施設は、緑化のモデルとなるよう率先的な緑化に努めます。（環境課、施設管理課、総務課）

●滋賀県緑化推進会との連携による苗木や花の種の配布などを通じて、市民による緑化活動を支援します。（農林水産課、環境課）

○景観計画や各種制度を活用し、住宅地や市街地の緑化を促進します。（都市政策課）

●新たな工場や事業所の整備に際しては、法律及び条例に基づき指導を行い、敷地の緑化等を促進します。（農林水産課、環境課）

10-③　まちなみ・景観の保全

取組

○良好な景観を守るため、屋外広告物の適切な管理と指導を行います。（都市政策課）

基本目標
5
協働によるまちづくり

本計画の基本目標の実現に向けて市・市民・市民団体・事業者が協働で取り組んでいくために、多様な主体との連携や環境学習を推進し、環境意識の醸成を図ります。

指標

指標番号	指標名	現状値（年度）	目標値（年度）
5-1	全ての基本目標の環境学習、体験学習、イベント、企業向け研修、出前講座等参加者数（のべ） ※環境フェスタ来場者含まず	1,687人 (R5～7年度の平均値)	1,687人以上 (毎年度)
5-2	情報発信数 (広報・SNS・HP等)	31回 （R7）	48回以上 (毎年度)

方針と施策

方針11　環境保全を担う人材の育成

基本目標1～4を担う人材の育成に向けて、地域や学校、職場等において、自然観察会や出前講座、環境学習、保全活動など、多様な環境を学習できる場と機会の創出に努めます。

また、市民や地域が自主的に環境保全活動や緑化活動などに取り組めるよう、環境について学び行動する機会を増やすなど環境保全を担う人材の育成を図ります。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策

●：協働の取組

11-①　環境学習の推進

取組

○子どもから大人まで、環境について学び行動できる機会を増やします。（環境課、学務課、こども課、生涯学習課）

●自然体験を通して、自然や命を大切にする心を育みます。（環境課）

●市民、市民団体、事業者と連携し体験活動など環境学習の充実を図ります。（環境課）

●野洲市エコ・アクション・ポイントの活用促進と制度の充実を図り、市民の環境配慮行動を支援します。（環境課）

11-②　自発的な活動の誘導・促進

取組

●事業者のCSR（企業の社会的責任）の取組を市HPなどで紹介することで、事業者の環境保全意識の醸成や環境配慮行動を促します。（環境課）

●：協働の取組

11-③　環境情報の共有

取組

○計画の内容や役割について、庁内での共有と周知を徹底します。（環境課）

●環境活動を効果的に進めるために、HPや広報やす、SNS等を利用し、情報共有と協力体制づくりに努めます。（環境課）

方針12　協働の推進

人口減少や少子高齢化に伴い環境保全を担う人材の不足や多様・複雑化する課題に対応するため、市が先導して市民、市民団体、事業者など多様な主体との連携・協働体制を構築・強化し、基本目標1～4を推進します。また、市域を超えた環境問題に対応するため、国・県・近隣自治体などと連携して広域的な取組を展開します。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策

●：協働の取組

12-①　各主体の連携強化

取組

●市民、市民団体、事業者、生徒や学生の参加を促し、多様な主体と連携して各施策を推進します。（環境課）

●市民活動団体データベースを活用し、環境保全活動などに取り組む市民団体等とのマッチング支援を行うなど、環境に関わる活動の広がりを支援します。（市民協働室、環境課）

12-②　国・県・近隣自治体との連携強化

取組

○地球温暖化や大気・水環境、廃棄物、交通問題など市域を越えた課題に対応するため、国・県・関係自治体との連携を強化します。（環境課）

第5章 重点プロジェクト

1　重点プロジェクトの概要

本計画では、第4章で示した施策を効果的に進めるため、「重点プロジェクト」を設定しています。

重点プロジェクトとは、環境像の実現に向けて、第4章で示した施策のうち、市、市民、市民団体、事業者が協働して進める重要な取組をまとめたものです。

■表5-1　これまでの重点プロジェクトとの関係性

第1次計画	第2次計画	第3次計画(本計画)
一人ひとりが自動車社会を見直す「エコドライブ活動」	地球温暖化対策推進プロジェクト	重点1 地球温暖化対策推進プロジェクト
バス利用大作戦		
自動車を利用しなくても、安心安全安価でクリーンな市内移動が楽しめる交通体系整備		
天ぷら油を捨てずにエネルギー（BDF）化しよう	ごみの資源化プロジェクト	重点2 ごみ削減・資源化プロジェクト
お得で楽しいリユースステーションをつくろう		
ごみを出さない売り方・買い方が広がるまち	ごみ減量プロジェクト	
生ごみ資源化システムづくり		
まちなかの緑ボリュームアップ大作戦	まちなかの緑づくりプロジェクト	重点3 自然共生プロジェクト
河辺林の再生		
鎮守の森再生		
「おらが川」人が親しめるきれいな川づくり	みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト	
野洲の里山の自然に触れよう、知ろう	里山を守り育てるプロジェクト	
野洲の自然を次世代につなぐ「自然案内人」を増やそう		
山の木を活用し、市民の手で野洲の山を守ろう		
三上山をはじめとする、野洲ならではの景観を守り育てよう		
葦地帯をみんなで増やそう	びわ湖を守ろうプロジェクト	
琵琶湖を身近なものにしよう		
内湖の復活で琵琶湖を守ろう		
環境保全型農業推進計画	環境にやさしい農地の活用プロジェクト	
事業所環境保全取り組み向上プロジェクト	健康で快適なくらしを守るプロジェクト	重点4 きれいなまちづくりプロジェクト
－	きれいなまちを守るプロジェクト	
みんなで進める環境学習	みんなで環境学習プロジェクト	重点5 みんなで連携プロジェクト
「環境共育支援ネットやす」の設立と運営		
きらりと光る野洲の自然、まち、人応援プロジェクト		
「こんなエコな店あるよ!」ガイドブック作成事業	環境活動支援プロジェクト	
「環境共育支援ネットやす」の設立と運営		
きらりと光る野洲の自然、まち、人応援プロジェクト		

■表5-2　基本目標と関連する重点プロジェクトと施策

基本目標	関連する重点プロジェクト	関連する施策
基本目標1 脱炭素社会の実現に向けたまちづくり	重点1 地球温暖化対策推進プロジェクト	1-③環境に配慮したまちづくり 1-④野洲市らしさを活かした緩和策の推進
基本目標2 循環型社会の実現に向けたまちづくり	重点2 ごみ削減・資源化プロジェクト	3-②リユースの推進 3-③リサイクルの推進 3-④ごみを出さないライフスタイル・ビジネスの推進
基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然共生まちづくり	重点3 自然共生プロジェクト	5-①ビワマスをはじめとする貴重な生物の保全 6-①里山や森、河辺林等の保全 6-②河川・琵琶湖の保全 7-①自然とふれあう機会の創出
基本目標4 安全で快適な生活環境づくり	重点4 きれいなまちづくりプロジェクト	9-③環境美化活動の推進 10-②緑化推進
基本目標5 協働によるまちづくり	重点5 みんなで連携プロジェクト	11-①環境学習の推進 11-②自発的な活動の誘導・促進 11-③環境情報の共有 12-①各主体の連携強化

2　重点プロジェクト

次ページから、プロジェクトごとのねらいと重点施策、主体別の具体的な取組を示しています。

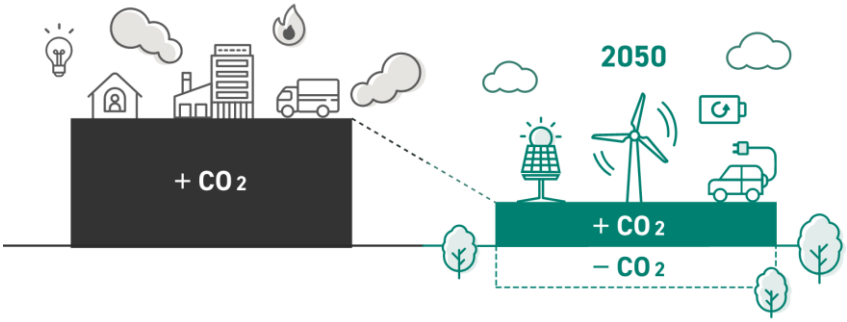
重点1　地球温暖化対策推進プロジェクト

ねらい

世界では平均気温が上昇傾向にあり、極端な高温や大雨頻度の増加、台風の激甚化など、気候変動に伴う被害が深刻化することが懸念されています。この問題は地球の3つの危機（気候変動、生物多様性の損失、汚染）の1つに挙げられており、早急な対策が求められています。

市内の温室効果ガス排出量は、減少傾向にあるものの削減ペースが鈍化しており、農林業の振興や野洲市エコ・アクション・ポイントなど野洲市らしさを活かした緩和策の推進を通じてカーボンニュートラルの実現を目指します。

■図5-1　カーボンニュートラルのイメージ



出典：脱炭素ポータル（環境省）

重点施策

環境に配慮したまちづくり（施策1-③）

取　組

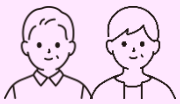
- 農業や林業の振興を通じて、CO_2を吸収する機能の向上を図ります。

野洲市らしさを活かした緩和策の推進（施策1-④）

取　組

- 野洲市エコ・アクション・ポイントの活用促進と制度の充実を図り、市民の環境配慮行動を支援します。
- 水素エネルギーの利活用に向けて、水素活用に向けた先進事例や「しが水素拠点形成コンソーシアム」に参加する企業などの取組を発信します。

主体別の具体的な取組

市 	・多面的機能支払交付金などにより農業の推進を支援する。 ・「野洲市農業振興計画」に基づき、環境に配慮した農業技術の普及と地域資源を有効利用し化学肥料や農薬を使用しない、又は低減した環境保全型農業を推進する。 ・しが水素拠点形成コンソーシアムに参加し、水素エネルギー利活用に向けた情報収集及び取組事例の発信を行う。 ・野洲市エコ・アクション・ポイントの対象拡充に取り組む。
市民 	・保有する山や農地を適切に管理する。 ・野洲市エコ・アクション・ポイントのアプリを登録し、取組を実践する。 ・給湯器や家電を買い換えるときは、省エネ性能の高い製品を選ぶ。 ・マイバッグを持参する。 ・デコ活を徹底し、家の電気使用量やガスの使用量を削減する。 ・環境学習会やイベントに参加し、地球温暖化対策を実践する。
市民団体 	・市や多様な市民団体と連携した省エネ・再エネの推進に向けた出前講座やエコ診断等を実施する。 ・環境保全型農業に取り組む。
事業者 	・マイバッグ持参や食べきり、省エネ診断支援など市民のデコ活や野洲市エコ・アクション・ポイントの取組につながる活動を行う。 ・しが水素拠点形成コンソーシアムへの参加・協力を検討する。

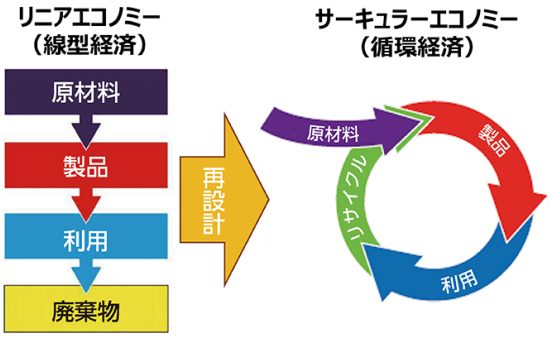
重点2　ごみ減量･資源化プロジェクト

ねらい

私たちの暮らしは使い捨て製品やプラスチック用品など便利なものであふれており、生活が豊かで快適になりました。その一方で、資源･エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の線型経済から、持続可能な形で資源を利用する「サーキュラーエコノミー」への移行を目指すことが重要となっています。

市内の1人1日当たりのごみ排出量は緩やかな減少傾向にあるものの、県内ではさらに排出量が少ない市町もあります。3Rやリニューアブルの推進、野洲市エコ･アクション･ポイントの活用などを通じてサーキュラーエコノミーへの移行を目指します。

■図5-2　サーキュラーエコノミーへの移行イメージ



出典：令和3年版　環境･循環型社会･生物多様性白書（環境省）

重点施策

リユースの推進（施策3-②）

取　組　●家具類･食器類などリユース品の常設展示を通じて不要品の再使用を推進します。

リサイクルの推進（施策3-③）

取　組　●生ごみ処理容器の普及などにより、ごみの資源化を推進します。

●民間事業者が行う食品トレイや段ボールなど資源回収の利用促進に向けた啓発や連携を推進します。

ごみを出さないライフスタイル・ビジネスの推進（施策3-④）

取　組

- フードドライブを実施し、食品ロス削減を推進します。
- 野洲市エコ・アクション・ポイントの活用促進と制度の充実を図り、市民の環境配慮行動を支援します。

琵琶湖の流出ごみ対策（施策4-①）

取　組

- マイクロプラスチックの発生抑制につなげるため、マイバッグの持参など環境にやさしい買い物キャンペーンに取り組みます。

主体別の具体的な取組

市



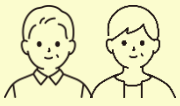
- クリーンセンターの剪定枝チップの普及を促進する。
- 小型家電や使用済みてんぷら油、雑がみなど資源の回収と資源化を行う。
- 生ごみ処理容器の購入支援やフードドライブの実施などにより、生ごみの減量化を促進する。
- 野洲市エコ・アクション・ポイントの対象拡充に取り組む。

市民



- クリーンセンターのリユース品や剪定枝チップを利用する。
- 生ごみ処理容器などで生ごみを堆肥化する。
- フードドライブに参加し、余っている食品を寄附する。
- 小型家電や使用済みてんぷら油、雑がみなど資源の回収に参加する。
- 資源となるパックやトレイ容器の店頭回収に参加する。
- 野洲市エコ・アクション・ポイントのアプリを登録し、取組を実践する。

市民団体



- リユース品常設展示場の運営支援を行う。
- 市や多様な市民団体と連携し、ごみ減量・資源化の出前講座を実施する。
- 市と連携したフードドライブや環境に優しい買い物キャンペーン、生ごみの堆肥化を実施する。

事業者



- 店舗において、資源となるパックやトレイ容器の店頭回収に努める。
- フードドライブに参加し、余っている食品を寄附する。
- 環境に優しい買い物キャンペーンに協力する。

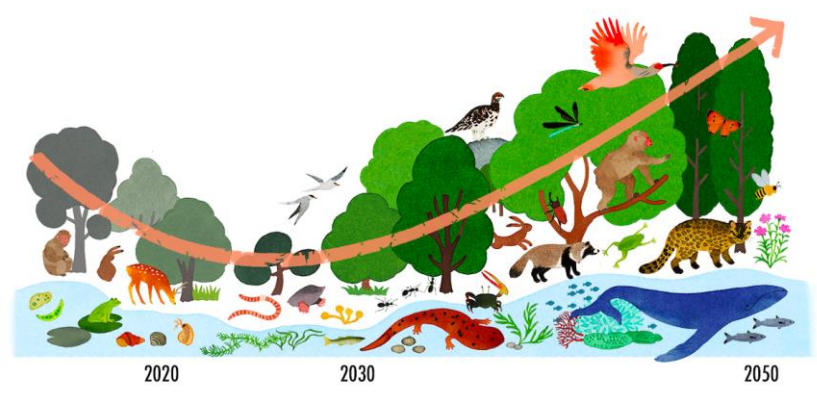
重点3　自然共生プロジェクト

ねらい

私たちは食料や水、文化など生物多様性から多様な恵みを受けていますが、その生物多様性は今、失われつつあり、地球上の種の絶滅速度は、過去1,000万年平均の数十倍から数百倍の速度で進んでいると言われています。この問題は地球の3つの危機（気候変動、生物多様性の損失、汚染）の1つに挙げられており、早急な対策が求められています。

本市では、貴重な生物や河川、里山、琵琶湖の保全に向けた様々な取組が盛んに行われており、ネイチャーポジティブの実現につながる取組として継続して推進していきます。

■図5-3　ネイチャーポジティブのイメージ



出典：ネイチャーポジティブポータル（環境省）

重点施策

ビワマスをはじめとする貴重な生物の保全（施策5-①）

取　組　●ビワマス等の生息状況を把握するとともに、家棟川及び支流において生息に適した環境づくり及び取組の周知を推進します。

里山や森、河辺林等の保全（施策6-①）

取　組　●身近な里山や森、河辺林等について、継続的な保全・活用を図ります。

河川・琵琶湖の保全（施策6-②）

取　組

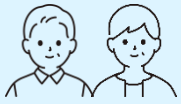
- ●琵琶湖の水質浄化や水生生物の生息環境となるヨシ群落や砂浜の保全を推進します。
- ●野洲川MIZBEステーションにおいて、地域住民や学校と連携した水辺での憩いや環境学習、水面利用など親水空間としての利用を進めます。

自然とふれあう機会の創出（施策7-①）

取　組

- ●観察会や農業体験、里山や河川・琵琶湖の保全活動など体験型の環境学習の機会を充実させます。
- ●ビワイチやエコツーリズムなど観光の振興をはじめとする他分野との連携により、環境配慮行動につながる取組の多様化・充実を図ります。

主体別の具体的な取組

市 	・琵琶湖固有種のビワマスが生息できる環境づくりを推進する。 ・ヨシ群落や砂浜の保全を行う。 ・生きもの観察会やビワマスフォーラムなどを開催する。 ・野洲川MIZBEステーションの効果的な利用を図る。
市民 	・川や湖岸の清掃活動に参加する。 ・湖岸のヨシ群落再生や里山づくりなどの活動に参加する。 ・自然観察会などのイベントに参加する。
市民団体 	・希少な生物の調査を行う。 ・野洲川の自然の森の整備を行う。 ・祇王井川や中ノ池川の清掃を行う。 ・林道・登山道の整備など里山の保全・整備、自然観察を行う。 ・職場体験や子どもを対象とした緑のイベントを実施する。 ・伐採木や木の実を活用した木工クラフトを実施する。
事業者 	・川や湖岸の清掃活動に参加する。 ・湖岸のヨシ群落再生や里山づくりなどの活動に参加する。

重点4 きれいなまちづくりプロジェクト

ねらい

身近にある緑は、暮らしに潤いと安らぎを与えるとともに、にぎわいの場や美しい景観の創出、生物多様性の保全など多様な役割を担っています。

本市では、美化活動やまちなかの緑化につながる取組が積極的に行われており、きれいなまちづくりにつながる取組として継続して推進していきます。



重点施策

環境美化活動の推進（施策9-③）

取 組

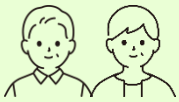
- 自治会や市民団体の自主的な美化活動や、ごみゼロ大作戦・県下一斉清掃などの美化活動を推進します。
- 市民や事業所によるボランティア清掃活動を支援し、まちの美観向上を図ります。

緑化推進（施策10-②）

取 組

- 市役所、図書館などの市の公共施設は、都市緑化のモデルとなるよう率先的な緑化に努めます。
- 滋賀県緑化推進会との連携による苗木や花の種の配布などを通じて、市民による緑化活動を支援します。
- 新たな工場や事業所の整備に際しては、法律及び条例に基づき指導を行い、敷地の緑化等を促進します。

主体別の具体的な取組

市 	・多様な主体による美化活動を支援する。 ・公共施設の緑化を行う。 ・「野洲市生活環境を守り育てる条例」「野洲市工場立地法準則条例」に基づく適正な指導を行う。
市民 	・地域の美化活動に参加・協力する。 ・ごみゼロ大作戦・県下一斉清掃などの美化活動に参加・協力する。 ・苗木や花の種を植えるなど敷地周辺の緑化に努める。
市民団体 	・剪定技術講習会を実施する。 ・公共施設緑化を支援する。 ・市民団体の美化活動やごみゼロ大作戦・県下一斉清掃などの美化活動に参加する。
事業者 	・地域の美化活動に協力する。 ・ごみゼロ大作戦・県下一斉清掃などの美化活動に参加する。 ・「野洲市生活環境を守り育てる条例」等に基づき緑化を行う。

重点5　みんなで連携プロジェクト

ねらい

計画の実効性を高め、多様化する環境問題を解決するには、市民、市民団体、事業者、市それぞれが役割を理解し協働することが重要です。

環境保全活動を担う市民団体におけるメンバーの高齢化や担い手不足といった課題に対応するため、多様な主体と協働による人材の育成・確保を進めるとともに、社会情勢や時代の潮流に即した取組を推進し、持続可能な環境保全活動の継続・発展を目指します。



重点施策

環境学習の推進（施策11-①）

取　組

- 自然体験を通して、自然や命を大切にする心を育みます。
- 市民、市民団体、事業者が連携し、体験活動など環境学習の充実を図ります。
- 野洲市エコ・アクション・ポイントの活用促進と制度の充実を図り、市民の環境配慮行動を支援します。

自発的な活動の誘導・促進（施策11-②）

取　組

- 事業者のCSR（企業の社会的責任）の取組を市HPなどで紹介することで、事業者の環境保全意識の醸成や環境配慮行動を促します。

環境情報の共有（施策11-③）

取　組

- 環境活動を効果的に進めるために、HPや広報やす、SNS等を利用し、情報共有と協力体制づくりに努めます。

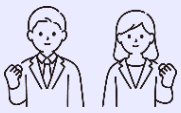
各主体の連携強化（施策12-①）

取　組

- 市民、市民団体、事業者、生徒や学生の参加を促し、多様な主体と連携して各施策を推進します。
- 市民活動団体データベースを活用し、環境保全活動などに取り組む市民団体等とのマッチング支援を行うなど、環境に関わる活動の広がりを支援します。

主体別の具体的な取組

市



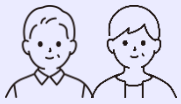
・人材育成のきっかけとなる自然体験や環境イベント等を開催する。
・教育機関や事業者と連携し、普及・啓発活動、調査研究活動を行う。
・野洲市エコ・アクション・ポイントの制度拡充に取り組む。
・多様な主体が各地域で行っている環境活動を広く情報共有・発信し、各団体間の相互交流を促進する。
・情報の共有や人材の橋渡し等を行える体制整備を進める。

市民



・環境イベントや自然体験に参加する。
・出前講座などに参加し、環境保全について考える。
・野洲市エコ・アクション・ポイントのアプリを登録し、取組を実践する。

市民団体



・環境イベント等に出展する。
・市民や事業者向けに環境保全活動や環境学習の機会を提供する。
・市などが行う出前講座や環境学習の取組に協力する。

事業者



・市民や従業員向けに環境学習の機会を提供する。
・市や市民団体等が行う環境学習の取組に協力する。
・実践している環境保全活動や環境配慮行動について、CSR活動報告書やレポートなどを通じて社外に発信する。

TOPIC　エコ・アクション・ポイントについて

本市では、野洲市エコ・アクション・ポイントを推進しています。

エコ・アクション・ポイントとは、環境省が推進するエコアクション（環境に良い行動）に特化した全国共通のポイントプログラムのことです。エコアクションを行うことでポイントが付与され、貯めたポイントは専用アプリ上で様々な商品(商品券等)と交換できます。



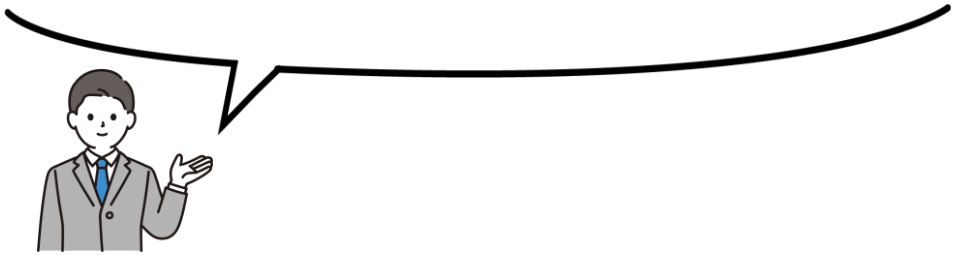


出典：令和8年度野洲市エコ・アクションチラシ(野洲市)



出典：令和8年度野洲市エコ・アクションチラシ(野洲市)

あなたのエコアクションで脱炭素社会実現を目指してみませんか。



第6章

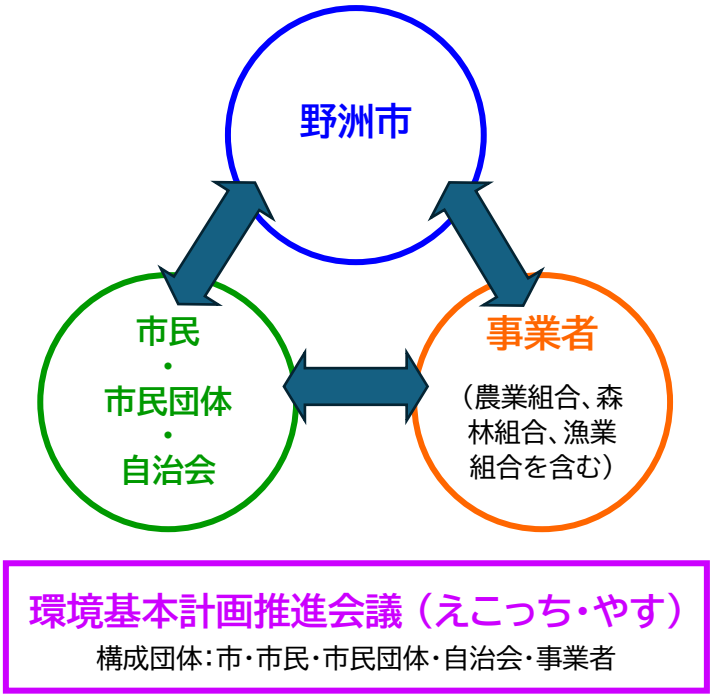
計画の推進と進捗管理

1　推進体制

協働・連携体制の構築や、人口減少・少子高齢化に伴う環境保全を担う人材の確保に対応するため、市・市民・市民団体・自治会・事業者の全てが主体となり、行動し、働きかけていく体制とします。

さらに、環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」(愛称えこっち・やす)は、市民・市民団体・自治会・事業者・市が属するプラットフォームとして、「第3次野洲市環境基本計画」の目標達成を目指し、関連人口の増加を図ります。

■図6-1　推進体制



市

市は、自ら豊かな自然環境及び良好な環境の保全に取り組むとともに、各主体の連携・協働を促進するため、市民、市民団体、事業者に働きかけを行い、活動の場や意見を収集する機会を設けるなど、率先してマネジメントを行います。

市民・市民団体・自治会

自らの意識を変革し、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に積極的に取り組みます。

事業者（農業組合、森林組合、漁業組合を含む）

自らの社会的責任を認識し、事業活動に伴う環境への負荷の低減努め、良好な環境保全に関する活動に積極的に取り組みます。

環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」（えこっち・やす）

えこっち・やすは、市・市民・市民団体・自治会、事業者がパートナーシップを形成し、本計画の基本理念を実現していくための組織として、2007（平成19）年4月に設立されました。環境像の実現に向けて、市民・市民団体・自治会・事業者・市が属するプラットフォームとして、「第3次野洲市環境基本計画」の目標達成を目指し、関連人口の増加を図ります。

2　進捗管理

本計画に示した施策やプロジェクトを確実に実行していくため、事業活動などを継続的に改善しながら進めるための基本的な考え方である「PDCA サイクル」＝【計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し・改善（Act）】のもとで、年度ごとに進捗状況を環境審議会に報告し、評価を受けながら進行を管理します。

進捗状況は、分野ごとに定めた指標に基づき評価していくこととします。

■図6-2　進捗管理のイメージ

資料編

1　指標詳細

2　本市の地域特性

3　計画策定の経緯

4　温室効果ガス排出量の推計

5　再エネ導入による削減見込み量の推計

6　省エネ対策による削減見込みの推計

7　温室効果ガス排出削減目標

8　用語集

1 指標詳細

指標番号	指標名	実績値 R5年度	実績値 R6年度	実績値 R7年度	目標値（年度）	根拠計画・資料等
基本目標1 脱炭素社会の実現に向けたまちづくり						
1-1	市内の太陽光パネル(10kW未満)の設置件数	2,489件	2,638件	－	3,855件以上 (R6年度の実績の1.4倍)(R17)	自治体排出量カルテ（環境省）
1-2	市内の CO_2排出量 (H25年度を基準※) ※H25年度排出量 ：約480千t-CO_2	305千t-CO_2	－	－	190.6千t-CO_2以下 （H25年度比46％削減）(R17)	自治体排出量カルテ（環境省）
1-3	公共施設におけるCO_2排出量 (H28年度を基準)	5,191t-CO_2	4,905t-CO_2	－	5,734t-CO_2以下 （R9） ※「令和9年度改定予定の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の目標値を準用	野洲市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(R9年度改定予定)
1-4	コミュニティバス 年間利用者数	66,469人	66,252人	71,232人	67,000人以上 （R12） ※「野洲市総合計画」の目標値を準用	野洲市総合計画
1-5	クーリングシェルターの指定件数	－	8件	8件	18件以上 （R18）	野洲市環境課
基本目標2 循環型社会の実現に向けたまちづくり						
2-1	1人当たりの一般廃棄物の排出量	717.2 g/人･日	699.2 g/人･日	691.1 g/人･日	○○g/人･日以下 （R13） ※「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の目標値を準用	野洲市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
2-2	リユースステーション利用者数	220人	278人	273人	257人以上 (R5～7年度の平均値以上)(毎年度)	環境基本計画推進会議
2-3	市内で回収した廃食油の回収量	3,038ℓ	2,893ℓ	3,053L	2,995L以上 (R5～7年度の平均値以上)(毎年度)	野洲市環境課
2-4	市内大型店舗の来客者の買い物袋持参率※ ※計算式は以下の通り	91.9%	91.6%	91.1%	91.5%以上 （R5～R7の平均値）(毎年度)	市内大型店舗

※買い物袋持参率の計算式
買い物袋持参率=レジ袋持参数（レジ通過客数-有料レジ袋販売数）÷レジ通過客数

指標番号	指標名		実績値 R5年度	実績値 R6年度	実績値 R7年度	目標値（年度）	根拠計画・資料等
基本目標3　里山から琵琶湖へつながる自然共生まちづくり							
3-1	ビワマスの1日あたりの平均魚影数		3.4尾/日	4.1尾/日	5.8尾/日	6.0尾/日以上 (毎年度)	環境基本計画 推進会議
3-2	河岸・湖岸清掃活動参加者数（のべ）		305人	310人	180人	265人以上 (R5～7年度の平均値以上)(毎年度)	環境基本計画 推進会議
3-3	里山保全活動参加者数（のべ）		525人	479人	363人	456人以上 (R5～7年度の平均値以上)(毎年度)	環境基本計画 推進会議
3-4	河辺林保全活動参加者数（のべ）		462人	572人	471人	502人以上 (R5～7年度の平均値以上)(毎年度)	環境基本計画 推進会議
3-5	環境こだわり農産物の栽培面積(水稲)		542ha	488ha	478ha	478ha以上 （R7年度以上） (毎年度)	環境保全型農業直接支払交付金申請数
3-6	有機農業栽培面積		25ha	25ha	25ha	25haを維持 （R7年度を維持） (毎年度)	環境保全型農業直接支払交付金申請数
3-7	中主漁港（中主支所）の漁獲量（外来魚を除く）		19,706kg	12,835kg	10,033kg	20,000kg以上 （R12）	野洲市農林水産課
基本目標4　安全で快適な生活環境づくり							
4-1	大気汚染に係る環境基準の達成状況		達成	達成	達成	達成 (毎年度)	野洲市環境課
4-2	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の達成状況		達成	達成	達成	達成 (毎年度)	野洲市環境課
4-3	典型7公害に係る公害苦情の件数		24件	27件	23件	23件以下 （R7年度以下） (毎年度)	野洲市環境課
4-4	クリーンパトロールによるごみの回収量	可燃物等	－	9,590kg	6,750kg	8,170kg以下 （R6、7年度の平均値以下）(毎年度)	野洲市環境課
		粗大ごみ等	－	51点	15点	33点以下 （R6、7年度の平均値以下）(毎年度)	野洲市環境課
4-5	市民1人当たりの都市公園面積		8.22㎡	8.25㎡	8.25㎡	8.5㎡以上 （R12）	野洲市総合計画
基本目標5　協働によるまちづくり							
5-1	全ての基本目標の環境学習、体験学習、イベント、企業向け研修、出前講座等参加者数（のべ） ※環境フェスタ来場者含まず		1892人	1581人	1,587人	1,687人以上 (R5～7年度の平均値以上)(毎年度)	環境基本計画 推進会議 ※「野洲市総合計画」の現状値、目標値を準用
5-2	情報発信数 (広報・SNS・HP等)		59回	54回	31回	48回以上 (毎年度)	環境基本計画 推進会議

2 本市の地域特性

2-1 野洲市の地域概況

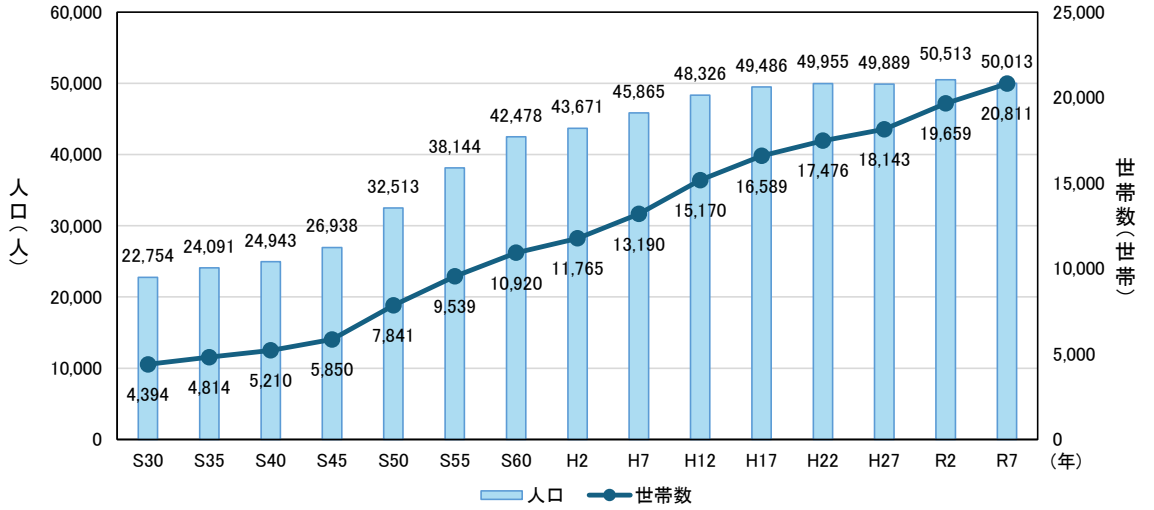
(1)自然特性

・本市は、三上山や鏡山などの山地と、琵琶湖に向かって広がる平坦な土地で構成されています。
・山地部には、三上・田上・信楽県立自然公園や希望が丘文化公園、近江富士花緑公園などがあり、豊かな自然が保全・活用されています。
・平坦地には、野洲川や日野川などで形成された沖積平野が広がっています。野洲川右岸には市街地が広がり、平坦な三角州は田園や畑として利用されています。
・琵琶湖岸には、吉川緑地公園やビワコマイアミランド、マイアミ浜オートキャンプ場などの公園やレジャー施設があります。
・このように、本市は山地・平野・琵琶湖が織りなす豊かな自然環境に恵まれており、市民の憩いの場や観光・レクリエーションの資源として活用されています。

(2)人口・世帯数

・2025(令和7)年の本市の人口は、50,013人となっています。
・人口は、近年ほぼ横ばいで推移しており、2025(令和7)年は2020(令和2)年と比べてわずかに減少しています。
・2025(令和7)年の世帯数は、20,811世帯となっています。世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人数は少なくなる傾向がみられます。

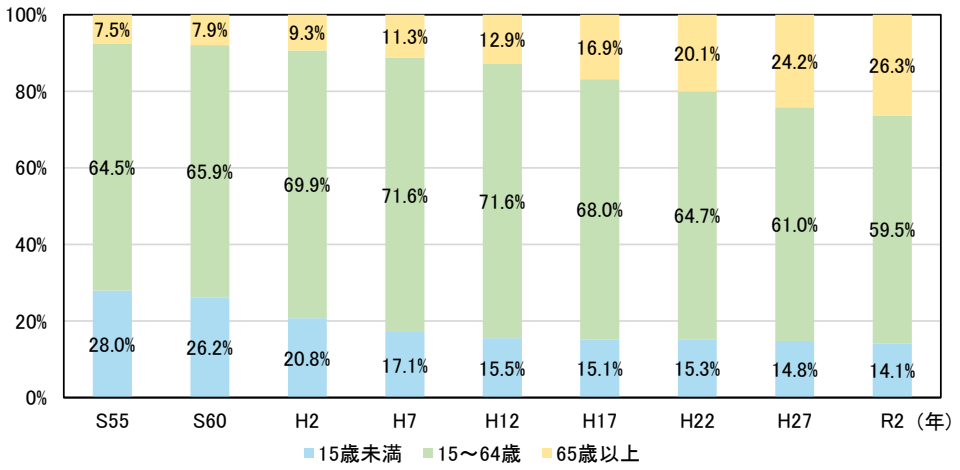
■図1 野洲市の人口・世帯数の推移



出典:国勢調査人口速報集計

・2020（令和2）年の本市の年齢別の構成は、15歳未満が14.1%、15～64歳が59.5%、65歳以上が26.3%となっています。
・年齢別の構成は、15歳未満と15～64歳の割合が年々減少する少子高齢化の傾向がみられます。

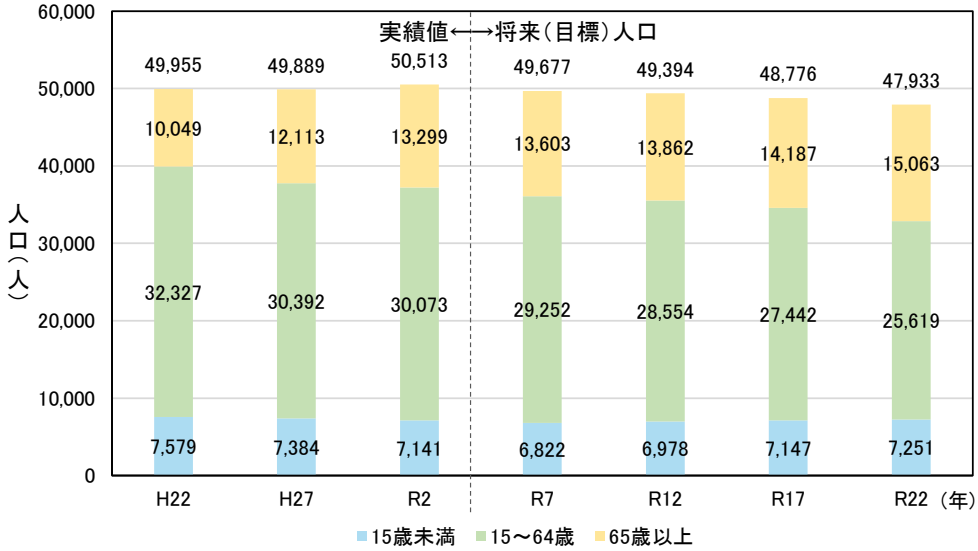
■図2　野洲市の年齢別構成の推移



出典：国勢調査

・本市の人口は、今後減少していくと予想されており、年齢構成も65歳以上が増加するなど高齢化が進む見込みとなっています。

■図3　野洲市の年齢別の将来人口

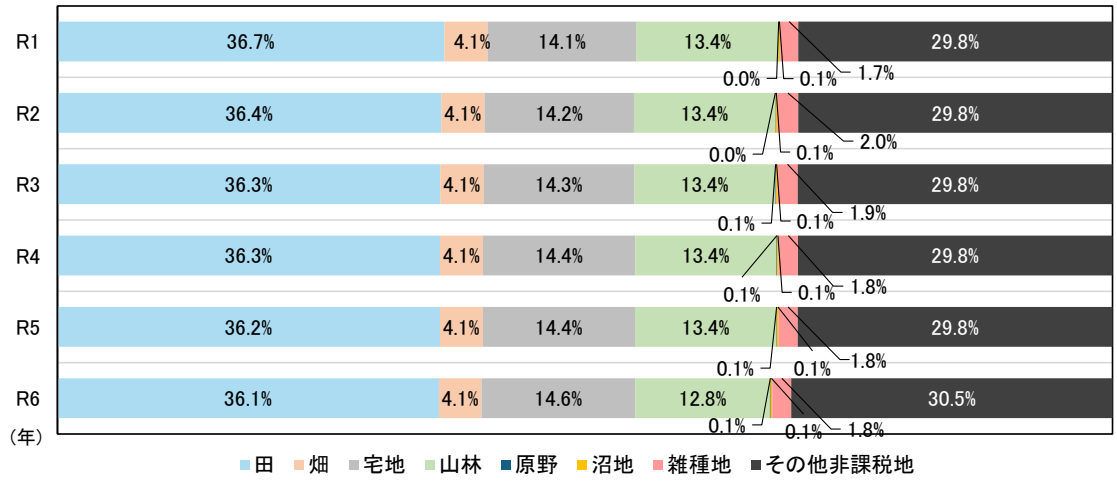


出典：（実績値）国勢調査
（将来人口）第2次野洲市総合計画（後期基本計画【2026-2030】）

(3)土地利用

・2024(令和6)年の地目別土地利用状況は、田が36.1%で最も割合が高く、次いで、その他非課税地が30.5%、宅地が14.6%と高くなっています。
・地目別土地利用状況の推移をみると、田が減少する一方で宅地の割合が増加しています。

■図4 野洲市の土地利用の推移



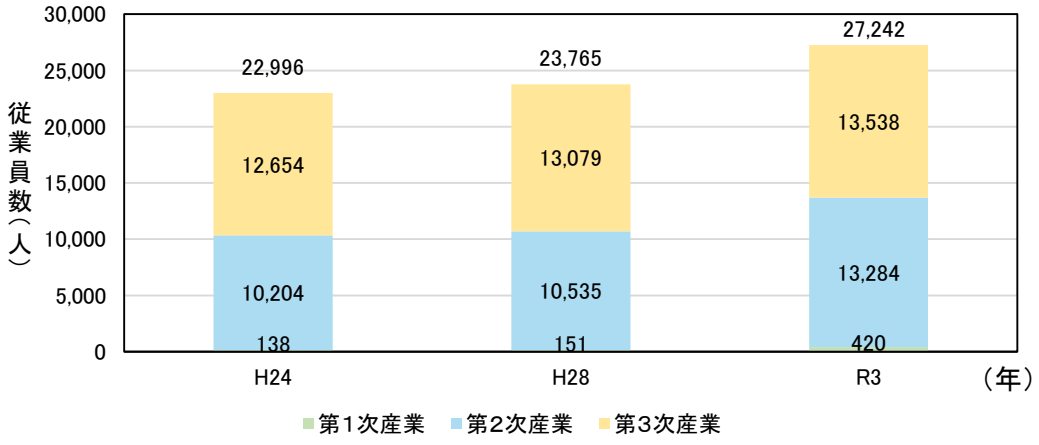
出典:滋賀県統計書

(4)産業構造

・2021(令和3)年の従業員数※は27,242人で最も多くなっています。
・産業分類は、第3次産業が13,538人で最も多く、次いで、第2次産業が13,284人と多くなっています。

※民営の従業者数

■図5 野洲市の従業員数の推移



出典:経済センサス活動調査

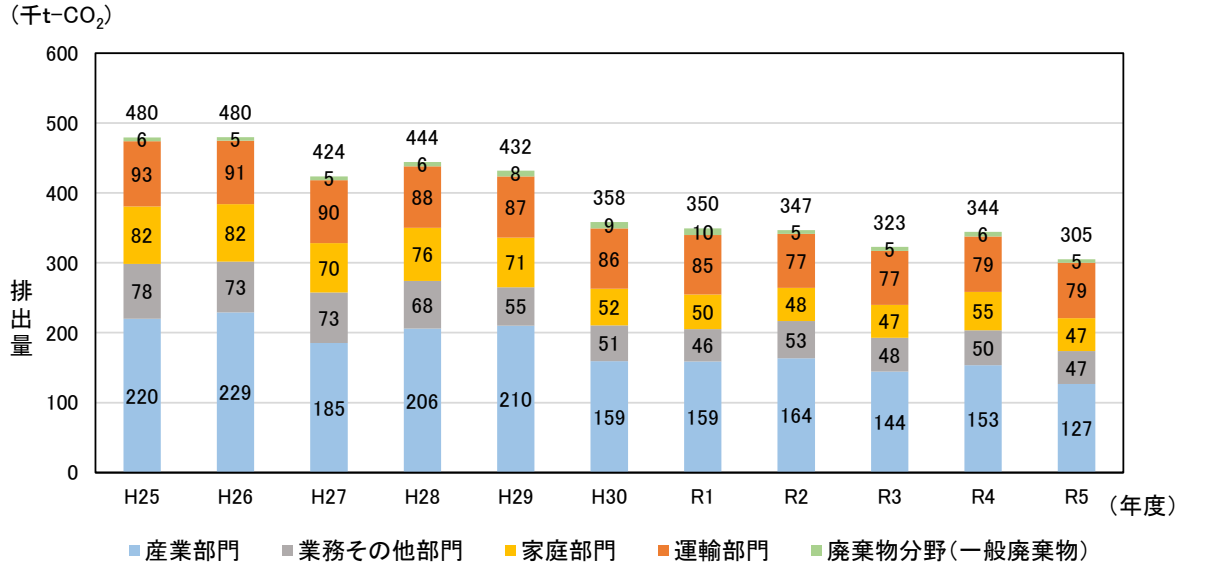
2-2 野洲市の環境概況

（1）脱炭素社会に関すること

①温室効果ガス排出量

・2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量は305千t-CO_2となっています。
・排出量の減少幅は2018（平成30）年度以降、小さくなっています。
・排出量を分野別にみると、最も多いのは産業部門で、全体の41.5%を占めており、次いで、運輸部門が26.0%を占めています。

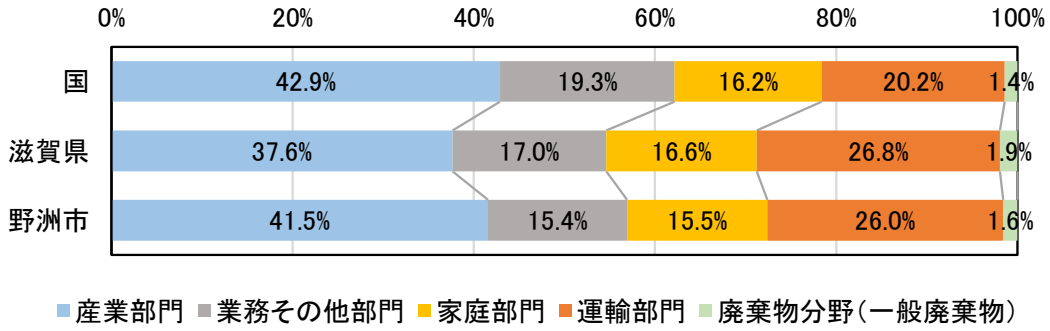
■図6 野洲市の温室効果ガス排出量の推移



出典：自治体排出量カルテ（環境省）

・国・県と比べると、本市は産業部門の割合が高い一方、業務その他部門や家庭部門の割合は低くなっています。

■図7 国と滋賀県と野洲市の温室効果ガス排出量割合の比較（R5実績）



出典：自治体排出量カルテ（環境省）

②再生可能エネルギー

・再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、電気が580.3MW、熱が3,088,542.0GJとなっています。
・再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについて再エネ種別にみると、電気は太陽光のポテンシャルが高く、熱は地中熱のポテンシャルが高くなっています。
・このうち、2024（令和6）年度時点で既に導入されているのは太陽光となっており、その導入量は29.1MW となっています。

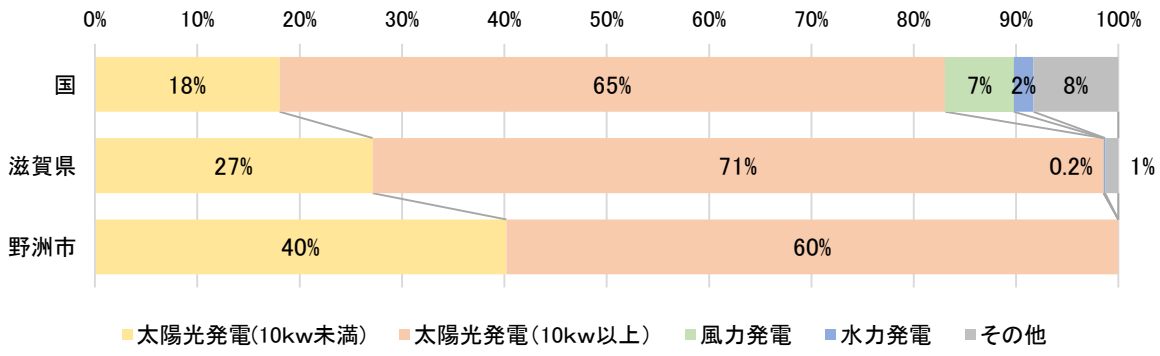
■表1　野洲市の再生可能エネルギー導入ポテンシャルと導入実績

大区分	中区分	導入ポテンシャル	導入実績（R6）	単位
太陽光	建物系	219.9	－	MW
	土地系	331.6	－	MW
	合計	551.5	29.1	MW
風力	陸上風力	28.8	0.0	MW
中小水力	河川部	－	0.0	MW
	農業用水路	－	0.0	MW
	合計	－		MW
地熱	合計	－		MW
再生可能エネルギー(電気)合計		580.3	29.1	MW
		790,150.5	37,071.0	MWh/年
地中熱		2,495,391.6	0.0	GJ/年
太陽熱		593,150.5	0.0	GJ/年
再生可能エネルギー(熱)合計		3,088,542.0	0.0	GJ/年
木質バイオマス	発生量(森林由来分)	0.6	0.0	千m^3/年
	発熱量(発生量ベース)	4,197.2	0.0	GJ/年

出典：自治体排出量カルテ（環境省）、自治体再エネ情報カルテ（環境省）

・再生可能エネルギーの導入割合について国・県と比べると、本市は太陽光発電のみ導入となっており、特に住宅用の10kW未満の導入割合が高くなっています。

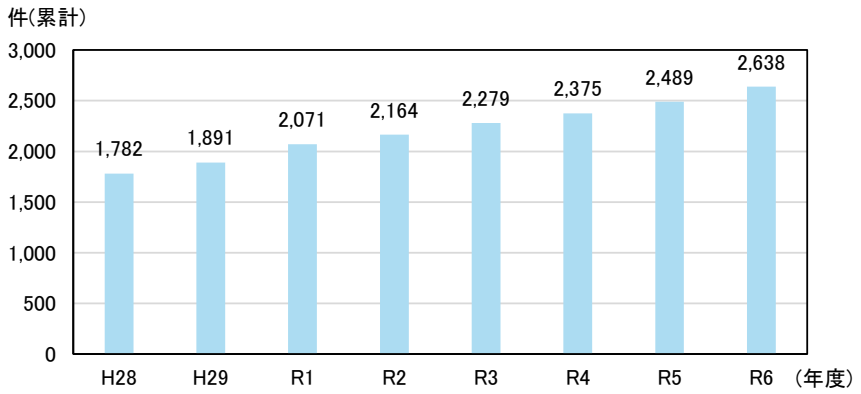
■図8　国と滋賀県と野洲市の再生可能エネルギー導入割合の比較（R6実績）



出典：自治体排出量カルテ（環境省）

・2024（令和6）年度の住宅用太陽光発電（10kW未満）の導入件数（累計）は2,638件となっており、増加傾向にあります。

■図9　野洲市の住宅用太陽光発電（10kW未満）の導入件数（累積）

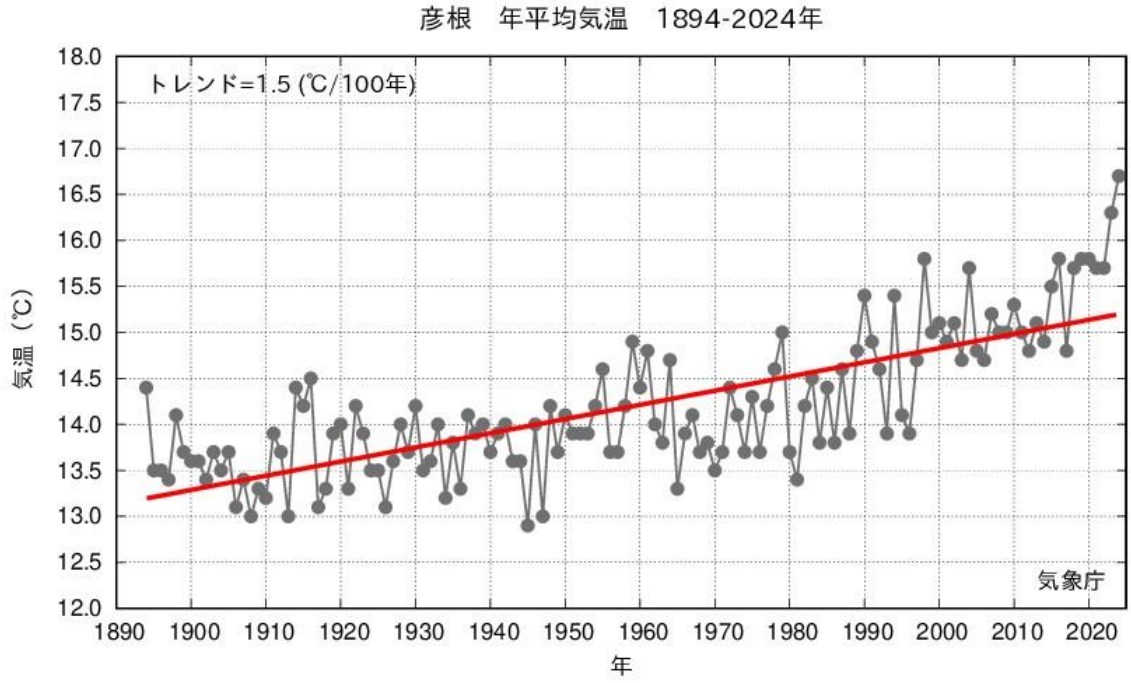


出典：自治体排出量カルテ（環境省）

③気候変動

・滋賀県の代表地点である彦根市の年平均気温は、この100年間で約1.5℃上昇しています。
・また、滋賀県の気象変化の将来見通しをまとめた「滋賀県の気候変動」（令和7年3月、彦根地方気象台）によると、今後も気温の上昇が続くと予測されており、21世紀末の平均気温は、20世紀末と比べて最大で約4.4℃高くなると見込まれています。
・同様に、猛暑日（最高気温35℃以上）や熱帯夜（夜間の気温が25℃未満にならない日）も、現在より大幅に増加すると予想されています。
・大雨についても、1時間に50mm以上の非常に激しい雨が発生する回数や日数の増加が予想されています。

■図10　滋賀県における気象観測データの長期変化の傾向



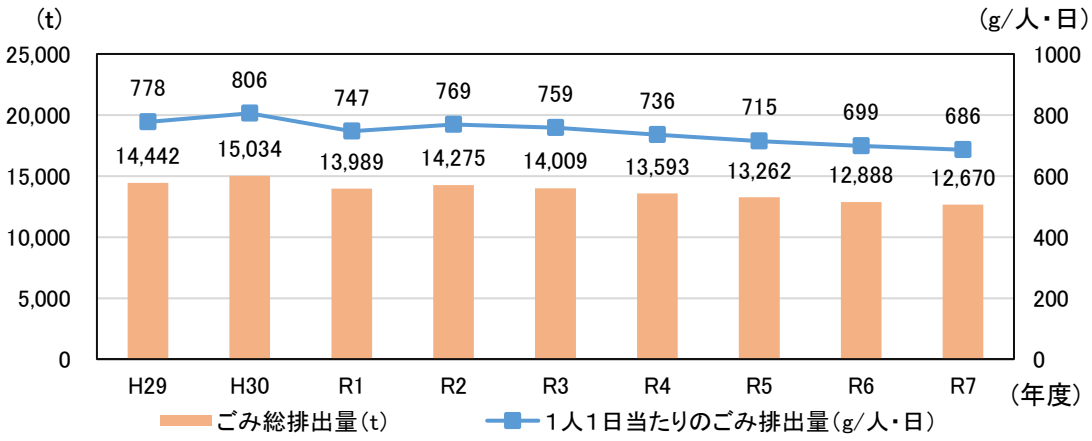
出典：気候変動適応情報プラットフォーム
[https://adaptation-platform.nies.go.jp/data/jma-obs/index.html]2026/4/6に確認

（2）循環型社会に関すること

①ごみ排出量

・2025（令和7）年度のごみ排出量（家庭系ごみと事業系ごみ排出量の合計）は12,670t、1人1日当たりのごみ排出量は686gとなっており、いずれも緩やかな減少傾向にあります。

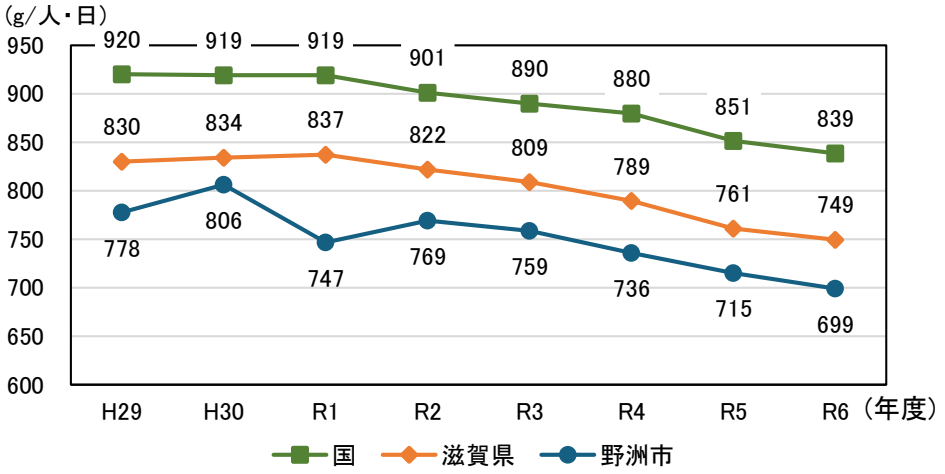
■図11　野洲市のごみ排出量の推移



出典：野洲市

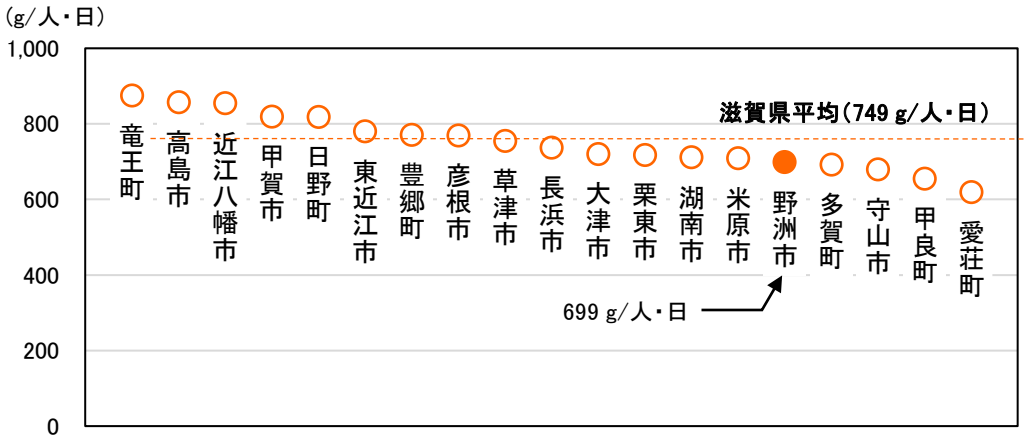
・1人1日当たりのごみ排出量について国・県と比べると、本市は少ない傾向にあります。
・また、県内市町と比べても、本市の排出量は少ない傾向にあります。

■図12　国と滋賀県と野洲市の1人1日当たりのごみ排出量の比較



出典：野洲市、一般廃棄物処理実態調査

■図13　滋賀県内市町と野洲市の1人1日当たりのごみ排出量の比較(R6)

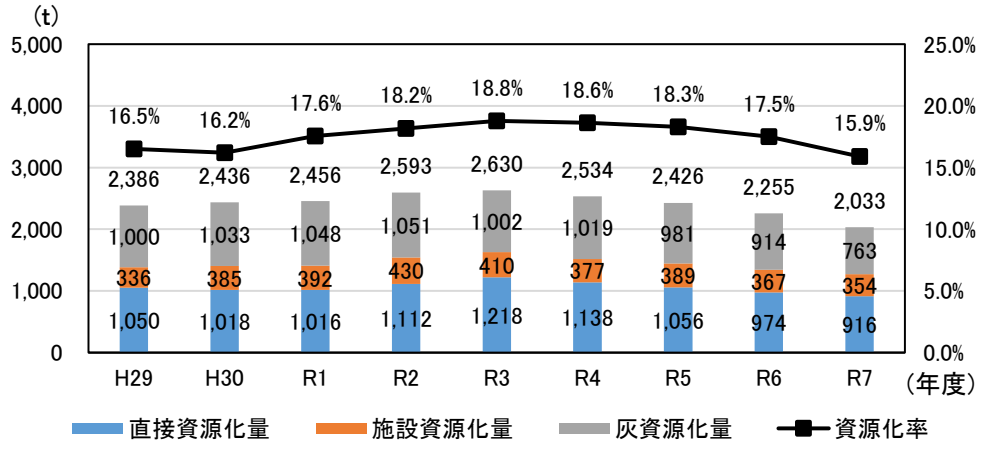


出典：一般廃棄物処理実態調査

②資源化率

・2025（令和7）年度の資源化量は2,033t、資源化率は15.9%となっており、資源化率はほぼ頭打ち傾向となっています。

■図14　野洲市の資源化量・資源化率の推移

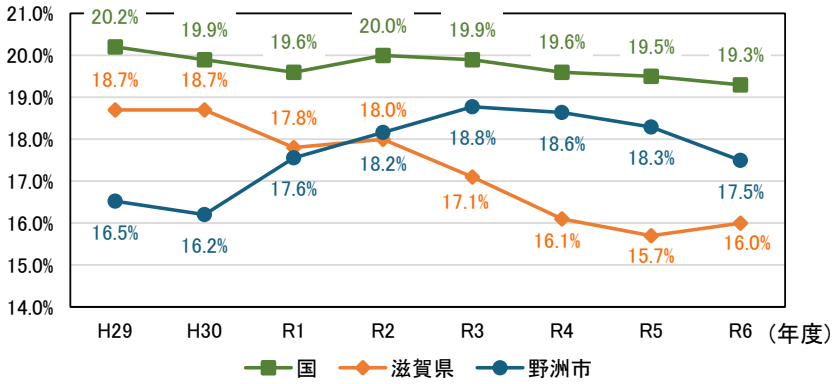


出典：野洲市

・資源化率について国・県と比べると、本市は国より低いものの県より高い数値となっています。

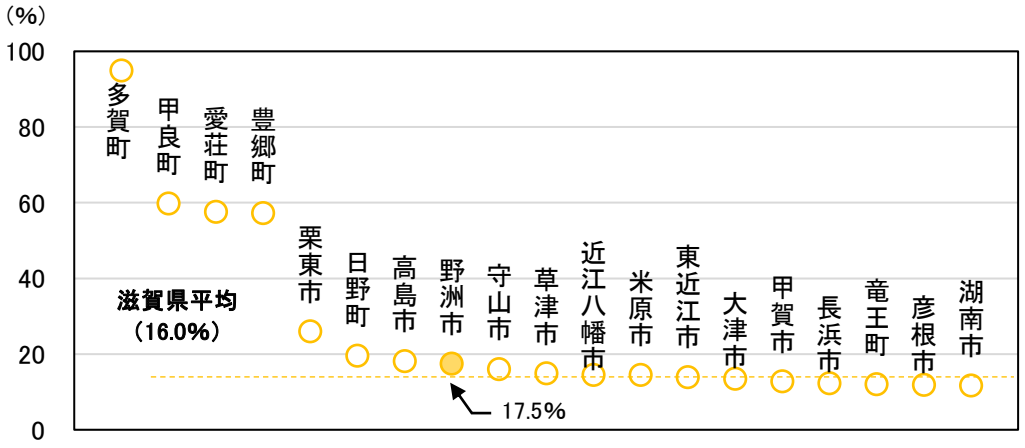
・また、県内市町と比べると、県内市の中では高い水準にあるものの、町より低くなっています。

■図15　国と滋賀県と野洲市の資源化率の比較



出典：野洲市、一般廃棄物処理実態調査

■図16　滋賀県内市町と野洲市の資源化率の比較（R6）



出典：一般廃棄物処理実態調査

③マイクロプラスチック

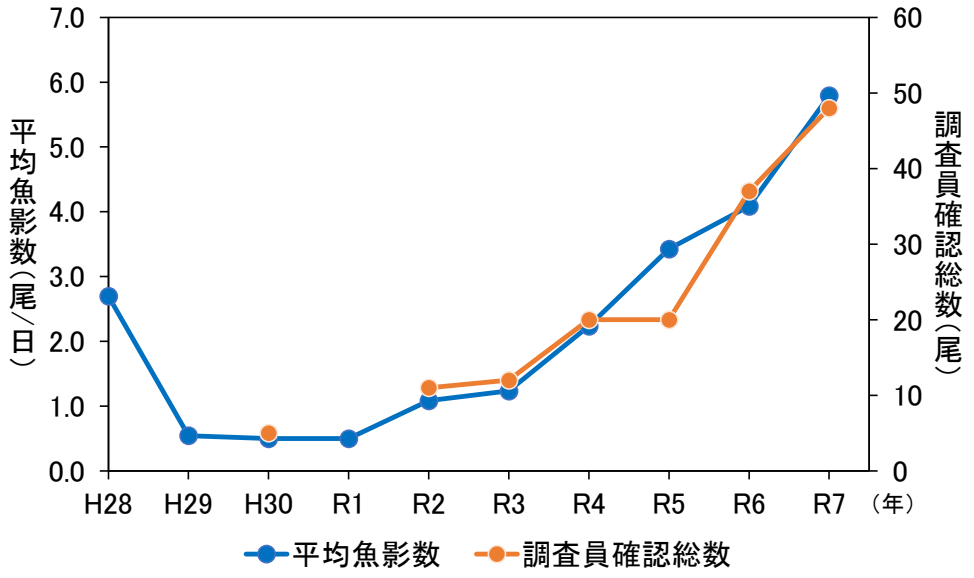
・県では、2019（令和元）年に琵琶湖の湖底ごみの実態把握を行っています。調査ではプラスチックごみの割合が体積比で約7割となっており、湖底ごみにプラスチックごみが多いことが分かっています。
・また、プラスチックごみの内訳は、袋類、農業系プラスチックごみが多く、回収した湖底のプラスチックごみには、長期間残留しているものもあることが分かっています。

（3）自然共生に関すること

①希少な動植物

・最新の「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック）2025年版」に選定されている種は1,575種となっており、2020年版より選定種が増加しています。
・本市においても琵琶湖の固有種であり、国のレッドリスト2020で準絶滅危惧種に指定されているビワマス（サケ科）の生息が確認されており、市街地でビワマスの遡上が見られるなど県内でも珍しい地域となっています。
・この希少なビワマスを保全するため、本市では2015（平成27）年に市民・企業・行政・専門家で構成するプロジェクト「家棟川・童子川・中ノ池川にビワマスを戻すプロジェクト」を結成し、ビワマスの産卵床造成や落差工における魚道設置、違法採捕の監視等に取り組んでいます。

■図17　ビワマスの魚影数の推移



②野生鳥獣・外来生物

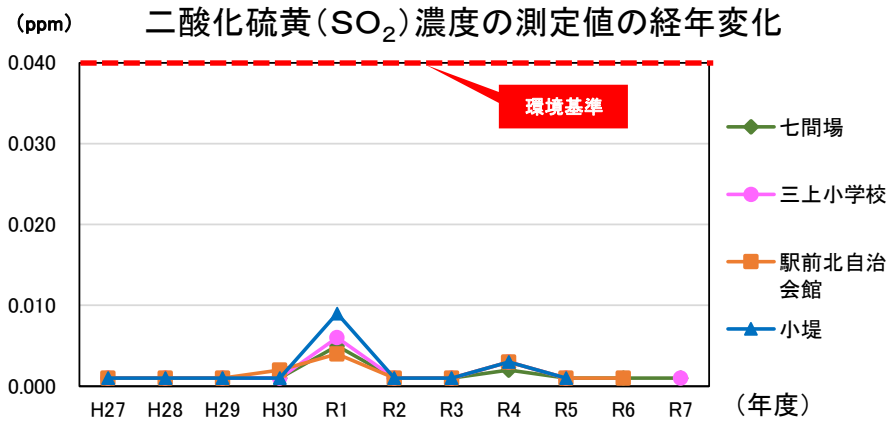
・高齢化による狩猟者の減少や遊休農地の増加などを背景に、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣の生息数増加や分布域の拡大が懸念されており、本市においても、イノシシによる水稲、大豆、野菜類への被害や、掘り起こしによる畦の損壊被害が増加しています。
・本市では、「滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止計画」に基づき、21種の野生鳥獣を対象として、捕獲や防護柵の設置などの対策を実施しています。
・外来生物について、本市では、アライグマ、セアカゴケグモ、オオキンケイギクなどの特定外来生物・外来生物の生息・生育が確認されており、駆除や啓発活動を通じて分布拡大の防止に取り組んでいます。

（4）安全で快適な生活環境に関すること

①大気

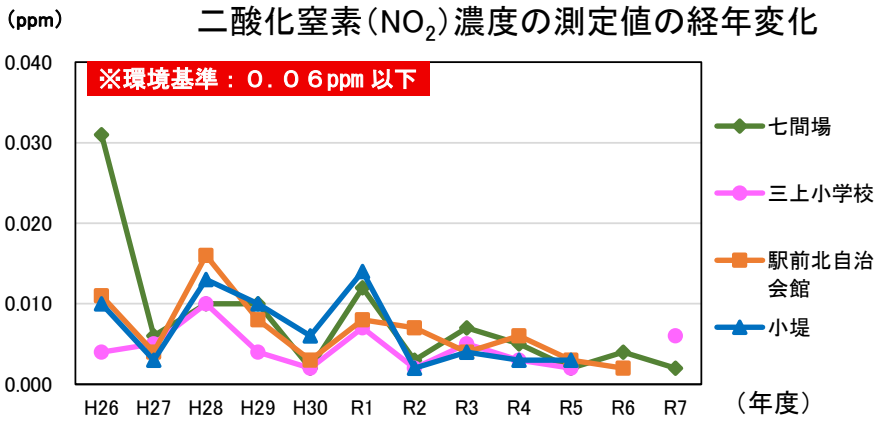
・本市では、大気環境調査を行っており、大気汚染物質の環境基準が定められている項目について、4地点で調査を行っています。
・大気汚染状況については、いずれの項目も環境基準を達成しています。

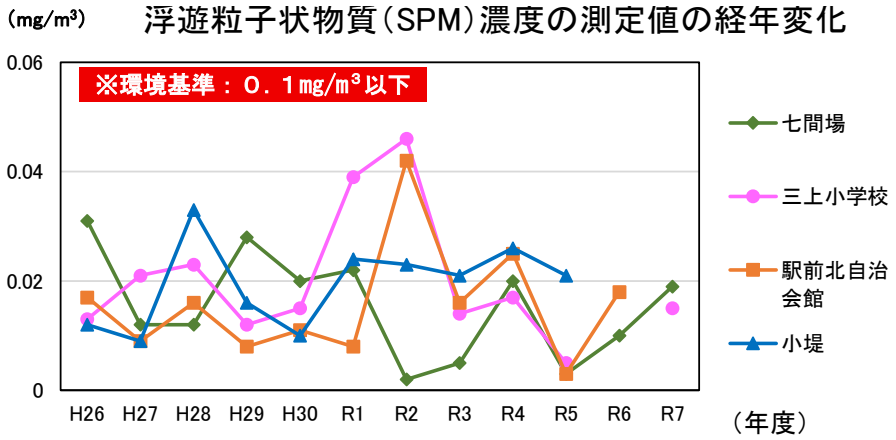
■図18　大気汚染の状況（1/2）

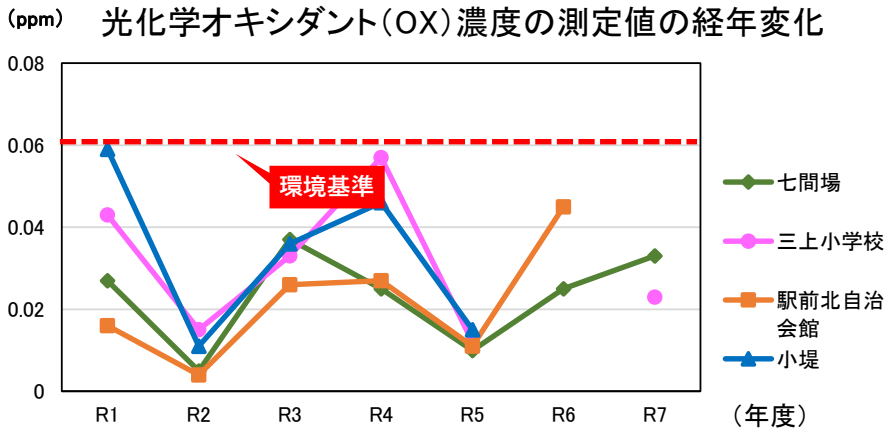


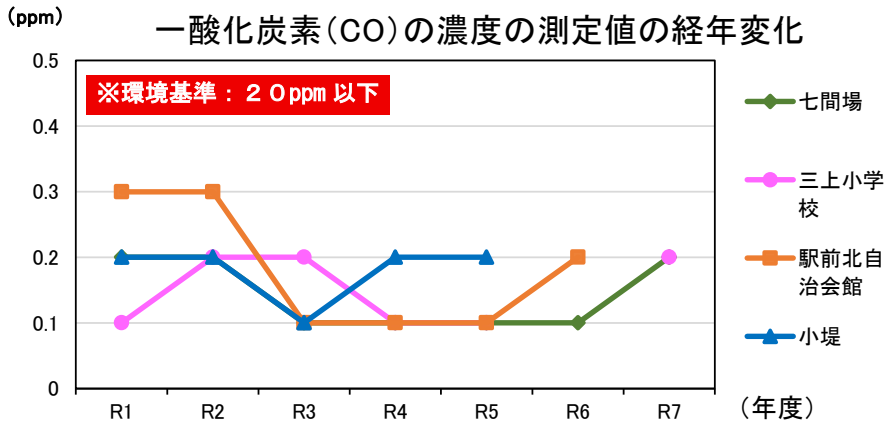
出典：野洲市

■図18　大気汚染の状況(2/2)







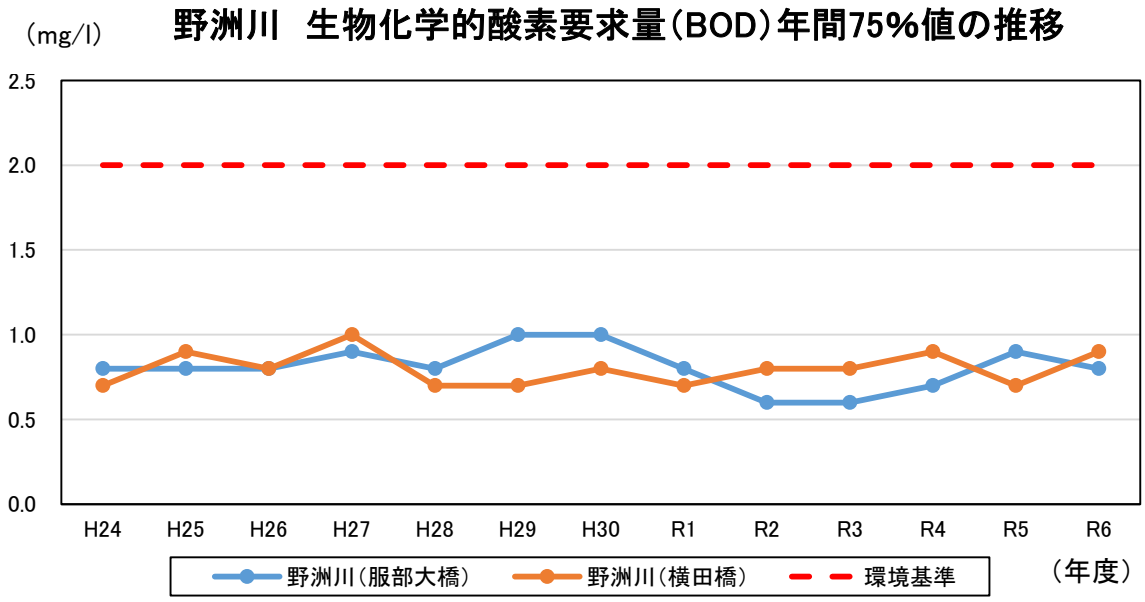


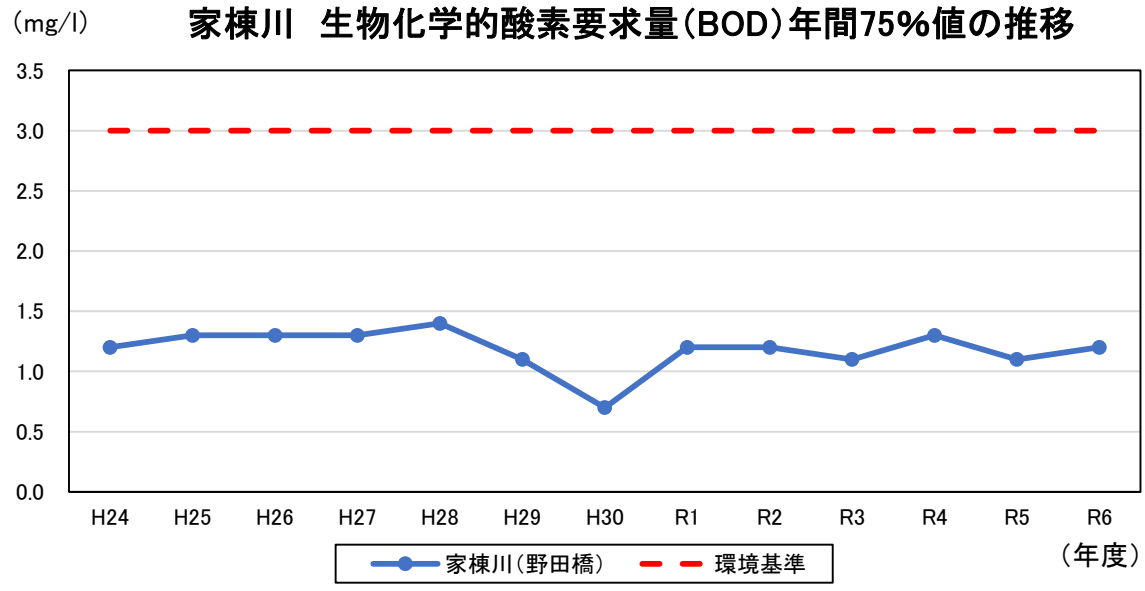
出典：野洲市

②河川等の水質

・水質環境については、野洲川と家棟川、市内河川で水質調査を実施しています。河川の水質については、環境基準を概ね達成しています。
・特に江口川の溶存酸素量（DO）については、下流の流速の低い地点で測定しているため、2014（平成26）年から2018（平成30）年にかけて環境基準値を下回る状況でしたが、令和に入ってからは環境基準値を満たしています。

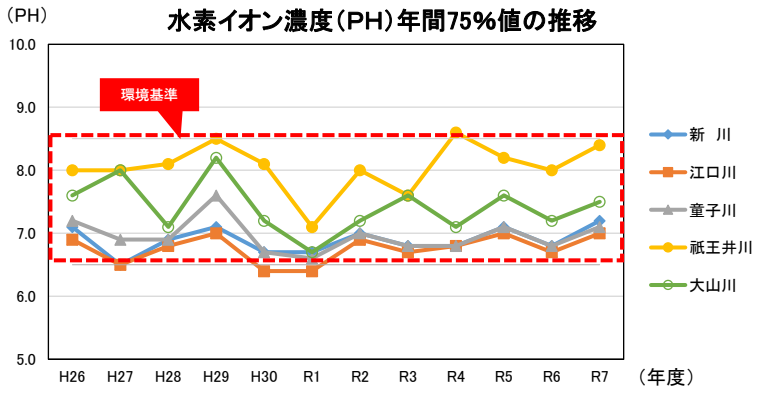
■図19　野洲川・家棟川の水質状況

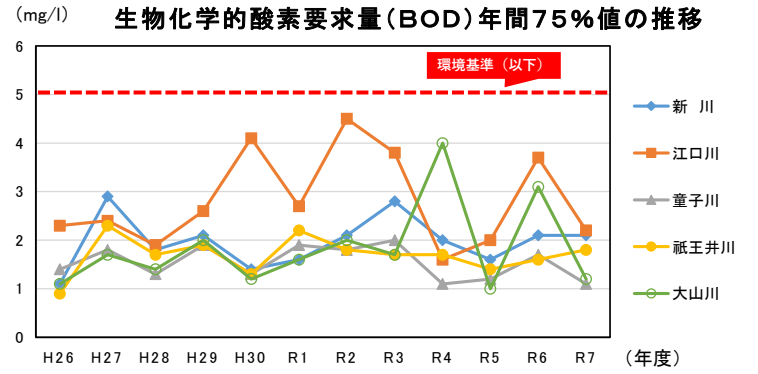


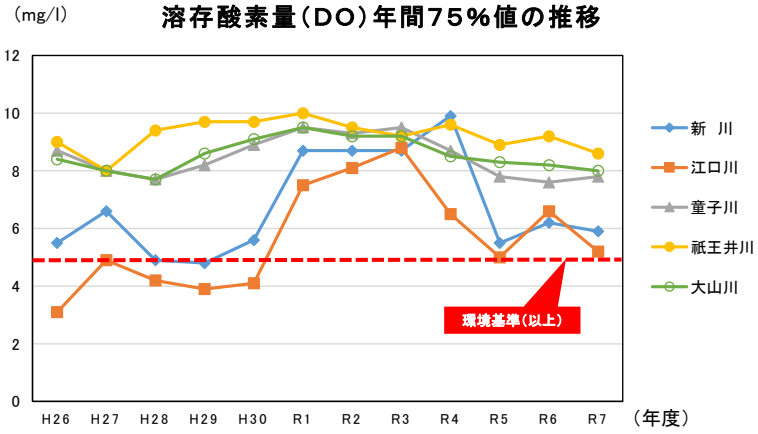


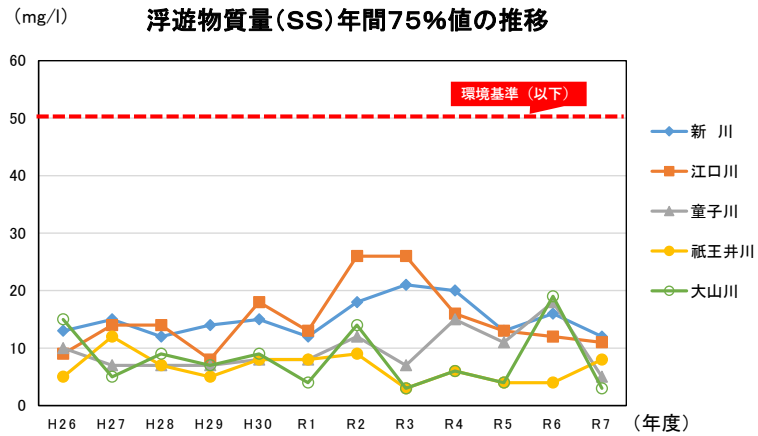
出典：滋賀県環境白書

■図20　市内河川の水質状況









出典：野洲市

③騒音・振動

・本市では市内の幹線道路における自動車交通による騒音の発生状況を把握するため、4路線（国道8号、県道2号大津能登川長浜線、県道27号野洲甲西線、県道559号近江八幡大津線（通称：湖岸道路））を対象に毎年1路線ずつ巡回して道路交通騒音の測定を実施しています。
・2024（令和6）年度は国道8号で調査を実施しており、国道で交通量が多いため、昼間夜間いずれも環境基準値超過となっています。

■表2　市内の道路交通騒音の状況

赤字：環境基準値超過

年度	地点	単位：dB	
		昼間 環境基準 70dB以下	夜間 環境基準 65dB以下
H28	国道8号線（小堤）	70	68
H29	主要地方道野洲甲西線（三上小学校前）	67	63
H30	県道近江八幡大津線（菖蒲地内）	72	72
R1	主要地方道大津能登川長浜線(東消防署前)	68	68
R2	国道8号線（小堤）	70	68
R3	主要地方道野洲甲西線（三上小学校前）	67	62
R4	県道近江八幡大津線（菖蒲地内）	72	68
R5	主要地方道大津能登川長浜線(東消防署前)	65	60
R6	国道8号線（小堤）	73	72

出典：野洲市

（5）協働に関すること

・本市では地域企業や団体などと連携して、子どもから大人まで楽しく学習できる座学や体験学習型など50種を超える多様なメニューで環境学習出前講座を実施しています。

■表3　環境学習出前講座の内容例

・ソーラークッカー（お湯沸かし体験）
・雲を作ってみよう
・ダンボールコンポスト講習会
・雑がみ分別出前講座
・工場見学（注意：学校対象）　など

資料：野洲市

・このほか、「野洲市生涯学習振興計画」に基づき、中主小学校琵琶湖環境学習や砂浜学習会、身近な琵琶湖や河川、森、林などの生物調査、学校生活における省エネルギーやリサイクルなど、多様な環境学習を進めています。

■表4　環境学習イベントの参加者数

イベント内容	参加者数（人）			R5～7年度の平均（人）
	R5年度	R6年度	R7年度	
地球温暖化対策をテーマとした環境イベントや情報交換会の参加者数（のべ） 【地球温暖化対策をテーマにした環境イベントや情報交換会等】	93	93	19	68
環境学習会・体験イベント等実施回数、参加者数（のべ） 【ビワマスフォーラム、あやめ浜まつり、ヨシ植栽関係等】	1047	1022	1209	1093
里山学習会・体験イベント等実施回数、参加者数（のべ） 【里山のイベント、子供や市民が親しむ活動、森づくり塾、探索等】	592	388	340	440
出前講座等（省エネ・リサイクル関連）実施回数、参加者数(のべ) 【学校などへの募集型出前講座】	160	78	19	86
合計	1892	1581	1587	1687

3 計画策定の経過

3-1 諮問書

野環第 516 号
令和 8 年 1 月 29 日

野洲市環境審議会
会長　岸本　直之　様

野洲市市長　櫻本　直樹

第 3 次野洲市環境基本計画の策定について(諮問)

標記の事項について、野洲市環境基本条例(平成 16 年 10 月 1 日条例第 136 号)第 8 条第 3 項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

本市では、平成 29 年 3 月に野洲市環境基本計画(平成 19 年 3 月策定)を改定した第 2 次野洲市環境基本計画を策定し、自然環境や生活環境の目標とする将来像の実現のために、総合的かつ計画的な環境政策の推進に努めて参りました。

しかし、第 2 次野洲市環境基本計画の計画期間である 10 年が令和 9 年 3 月となっており、次期計画である第 3 次野洲市環境基本計画を策定する必要があります。昨今、本市のみならず日本を取り巻く情勢、人々の生活も大きく変化してきており、本計画の内容も見直しが必要であります。具体的には、地球規模で進行している地球温暖化問題は、日本の環境問題の喫緊の課題であり、また環境基本計画の各施策を支えている市民団体も高齢化、後継者不足等の課題があり、市民・事業者・行政の協働体制も、継続可能か体系的に見直す時期であると考えます。

そこで、野洲市環境基本条例(平成 16 年 10 月 1 日条例第 136 号)第 8 条第 3 項の規定により、第 3 次環境基本計画を策定するにあたり、貴審議会に意見を求めるものであります。

3-2 答申書

3-3 計画策定の経過

年 月 日	会 議 等	内容等
令和8年		
1月29日	令和7年度第2回野洲市環境審議会（諮問）	● 野洲市環境基本計画基礎調査報告書について
2月～3月	関係者へのヒアリング	
5月12日	令和8年度第1回野洲市環境審議会	● 第2次計画を踏まえて第3次計画への反映すべき内容の検討 ● 環境像、指標、推進体制について
5月～7月	えこっち・やすとの協議	
9月17日	令和8年度第2回野洲市環境審議会	● 重点プロジェクトについて ● 計画素案の確認
11月～	パブリックコメント	● 市民型の意見募集
12月23日	令和8年度第3回野洲市環境審議会（答申）	● 計画最終案の確認
令和9年		
3月31日	策定-公表	

3-4 環境審議会委員名簿

（任期：令和9年3月31日まで）
会長◎、副会長○

	氏　名	役 職 名
１号委員	◎ 岸本　直之	龍谷大学　副学長 先端理工学部　教授
	○ 島田　洋子	京都大学大学院工学研究科 都市環境工学専攻　教授
	平岡　俊一	滋賀県立大学　環境科学部 環境社会システム学科　教授
２号委員	上田　宜和	滋賀県南部環境事務所　所長
	佐藤　祐一	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 総合解析部門　専門研究員
３号委員	杉田　浩一郎	野洲市商工会　代表
	林　かずみ	野洲市農業委員会　代表
	川嶋　正隆	野洲市自治連合会　代表
	松永　みどり	野洲生活学校　代表
	辻　和典	滋賀びわ湖漁業協同組合 中主支所　代表
４号委員	渡部　薫	湖南・甲賀環境協会　野洲地区　代表
	井上　輝子	環境基本計画推進会議 「水と緑・安心の野洲」代表

4 温室効果ガス排出量の推計

4-1 温室効果ガス排出量の推計方法

本計画で示す温室効果ガス排出量は、「自治体排出量カルテ（環境省）」により、公表されているデータを引用しています。「自治体排出量カルテ（環境省）」では、以下のように本市の温室効果ガス排出量の推計を行っています。

■表4 各部門の温室効果ガス排出量の推計方法

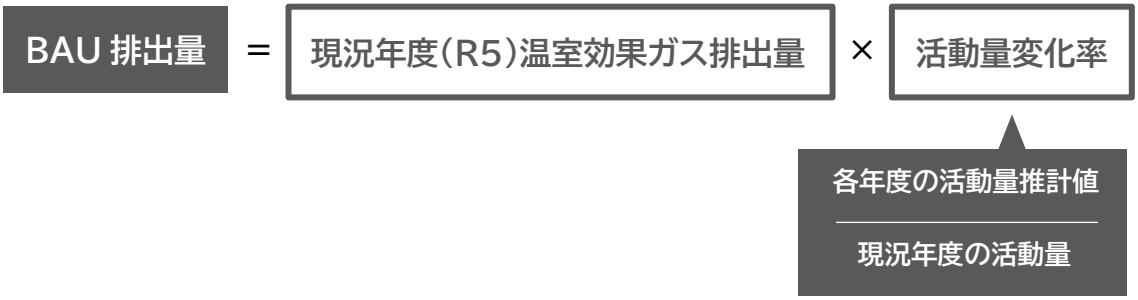
部門・分野		温室効果ガス排出量の推計方法
産業部門	製造業	製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たりの温室効果ガス排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等を乗じて推計する。
	建設業・鉱業	建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たりの温室効果ガス排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計する。
	農林水産業	農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たりの温室効果ガス排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計する。
業務その他部門		業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たりの温室効果ガス排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計する。
家庭部門		世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たりの温室効果ガス排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計する。
運輸部門	自動車	自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たりの温室効果ガス排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計する。
	鉄道	人口に比例すると仮定し、全国の人口当たりの温室効果ガス排出量に対して、市区町村の人口を乗じて推計する。
廃棄物部門		野洲市の一般廃棄物の焼却実績より推計する。

4-2 BAU排出量の推計方法

本計画策定にあたり、国の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver.2.3」に基づき2030年度、2035年度（目標年度）、2040年度、2050年度を対象にBAU排出量（省エネや再エネ導入といった対策を特段講じない現状推移ケースの温室効果ガス排出量）の推計を行っています。

BAU排出量は、部門ごとに温室効果ガス排出量に関係のある「活動量」を設定し、2025年度（現況年度）の活動量の実績値と将来推計により算出する各年度の活動量推計値から「活動量変化率」を算出して、以下のように温室効果ガス排出量の将来推計を行っています。

■図21 BAU排出量の推計手法



■表5 各部門で設定した活動量

部門・分野		活動量	引用資料
産業部門	製造業	製造品出荷額	経済構造実態調査（製造業事業所調査）
	建設業・鉱業	従業者数	経済センサス-活動調査
	農林水産業	従業者数	経済センサス-活動調査
業務その他部門		従業者数	経済センサス-活動調査
家庭部門		世帯数	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
運輸部門	自動車	自動車保有台数	自動車検査登録情報協会「市町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会「市町村別軽自動車車両台数」
	鉄道	人口	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
廃棄物部門		人口	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

■表6　各部門・分野の活動量推計の考え方

部門・分野		活動量	活動量推計の考え方
産業部門	製造業	製造品出荷額	製造品出荷額は概ね現状を維持
	建設業・鉱業	従業者数	建設業・鉱業の従事者は、概ね現状を維持
	農林水産業	従業者数	農林水産業の従事者は、概ね現状を維持
業務その他部門		従業者数	第三次産業の就業者は概ね現状を維持
家庭部門		世帯数	市内世帯数は県の世帯数増減率（国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数将来推計（都道府県別推計）』）に合わせて2035年度以降緩やかに減少
運輸部門	自動車	自動車保有台数	自動車保有台数は世帯数の減少と同様に2035年度以降緩やかに減少
	鉄道	人口	市内人口は減少（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（市区町村別推計）』）
廃棄物分野		人口	市内人口は減少（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（市区町村別推計）』）

■表7　活動量の推移と活動量変化率

部門・分野		活動量	活動量実績									
			2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
産業部門	製造業	製造品出荷額（万円）	27,507,259	28,538,129	29,451,223	32,683,118	38,795,173	37,250,317	38,334,248	34,442,130	38,631,815	42,220,968
	建設業・鉱業	従業者数（人）	1,064	969	969	969	969	969	969	919	919	919
	農林水産業	従業者数（人）	103	151	151	151	151	151	151	420	420	420
業務その他部門		従業者数（人）	15,427	14,820	14,820	14,820	14,820	14,820	14,820	15,908	15,908	15,908
家庭部門		世帯数（世帯）	18,845	19,003	19,112	19,404	19,738	19,997	20,472	20,541	20,716	21,126
運輸部門	自動車	自動車保有台数（台）	36,041	36,355	36,444	36,370	36,667	37,107	37,087	37,201	37,308	37,475
	鉄道	人口（人）	50,848.0	50,867.0	50,837.0	50,972.0	51,097.0	51,096.0	51,336.0	50,983.0	50,658.0	50,711.0
廃棄物部門		人口（人）	50,848	50,867	50,837	50,972	51,097	51,096	51,336	50,983	50,658	50,711

部門・分野		活動量	活動量実績	活動量推計値				活動量変化率（2023年度を現況年度とする）			
			2023	2030	2035	2040	2050	2030	2035	2040	2050
産業部門	製造業	製造品出荷額（万円）	38,094,622	38,094,622	38,094,622	38,094,622	38,094,622	1.00	1.00	1.00	1.00
	建設業・鉱業	従業者数（人）	919	919	919	919	919	1.00	1.00	1.00	1.00
	農林水産業	従業者数（人）	420	420	420	420	420	1.00	1.00	1.00	1.00
業務その他部門		従業者数（人）	15,908	15,908	15,908	15,908	15,908	1.00	1.00	1.00	1.00
家庭部門		世帯数（世帯）	21,595	21,560	22,151	22,232	21,915	1.00	1.03	1.03	1.01
運輸部門	自動車	自動車保有台数（台）	37,784	37,856	38,158	38,166	37,878	1.00	1.01	1.01	1.00
	鉄道	人口（人）	50,711.0	50,079.0	49,299.0	48,265.0	47,043.0	0.99	0.97	0.95	0.93
廃棄物部門		人口（人）	50,711	50,079	49,299	48,265	47,043	0.99	0.97	0.95	0.93

4-3 BAU排出量の推計結果

前項で算出した活動量変化率をもとに算出した2030年度から2050年度の各部門のBAU排出量は以下のようになります。

■表8 BAU排出量の推計結果

千t-CO_2

部門・分野		実績		将来推計			
		2013年度（基準年度）	2023年度（現況年度）	2030年度	2035年度（目標年度）	2040年度	2050年度
産業部門	製造業	213.6	113.7	113.7	113.7	113.7	113.7
	建設業・鉱業	2.0	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
	農林水産業	4.5	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1
	計	220.1	126.7	126.7	126.7	126.7	126.7
業務その他部門		78.5	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9
家庭部門		82.2	47.2	48.4	48.6	47.9	45.5
運輸部門	自動車	89.2	76.5	77.2	77.2	76.7	73.7
	鉄道	3.9	2.9	2.9	2.8	2.7	2.6
	計	93.1	79.4	80.1	80.0	79.4	76.3
廃棄物部門		5.8	4.8	4.6	4.5	4.4	4.2
温室効果ガス排出量計		479.7	305.0	306.7	306.8	305.3	299.5

出典：（実績値）自治体排出量カルテ（環境省）

5 再エネ導入による削減見込みの推計

5-1 想定する再エネ導入量

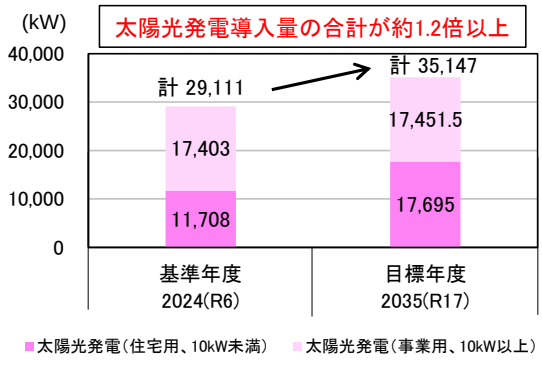
本市では、1年間で平均251戸※の新築住宅ができています。そのうち、10kW未満の太陽光発電(住宅用)の設置件数は、過去5年間の平均で毎年約113件になります。

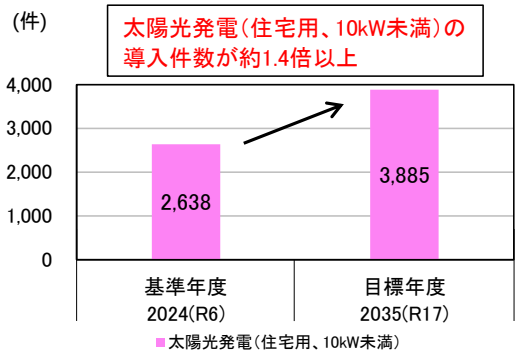
また、10kW以上の太陽光発電(事業用)は過去3年間の平均で毎年約4.4kW 導入されています。

それぞれの太陽光発電が今後も平均と同程度導入され、次ページの表9のように 2024年度（基準年度）から2035年度（目標年度）まで、再エネ導入が行われることを想定して、目標を以下のように設定します。

※令和5年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計より2021年～2023年9月までの33ヵ月間の新築戸数690戸の年間平均より算出。

■図22 再生可能エネルギー導入目標量と件数





出典：（基準年度）自治体排出量カルテ（環境省）

■表9 再エネ導入量の推計結果

年度	太陽光発電（住宅用、10kW未満）						太陽光発電（事業用、10kW以上）		
	導入件数(件)			導入量(kW)			導入量(kW)		
	新規導入※1（累積）	市内導入（累積）	基準年度比	新規導入※1（累積）	市内導入（累積）	基準年度比	新規導入※2（累積）	市内導入（累積）	基準年度比
2024(基準値)	-	2,638	1.000	-	11707.9	1.000	-	17403.1	1.000
2025	113	2,751	1.043	544.3	12252.2	1.046	4.4	17407.5	1.000
2026	227	2,865	1.086	1,088.6	12796.5	1.093	8.8	17411.9	1.001
2027	340	2,978	1.129	1,633.0	13340.9	1.139	13.2	17416.3	1.001
2028	454	3,092	1.172	2,177.3	13885.2	1.186	17.6	17420.7	1.001
2029	567	3,205	1.215	2,721.6	14429.5	1.232	22.0	17425.1	1.001
2030	680	3,318	1.258	3,265.9	14973.8	1.279	26.4	17429.5	1.002
2031	794	3,432	1.301	3,810.2	15518.1	1.325	30.8	17433.9	1.002
2032	907	3,545	1.344	4,354.6	16062.5	1.372	35.2	17438.3	1.002
2033	1021	3,659	1.387	4,898.9	16606.8	1.418	39.6	17442.7	1.002
2034	1134	3,772	1.430	5,443.2	17151.1	1.465	44.0	17447.1	1.003
2035(目標値)	1247	3,885	1.473	5,987.5	17695.4	1.511	48.4	17451.5	1.003

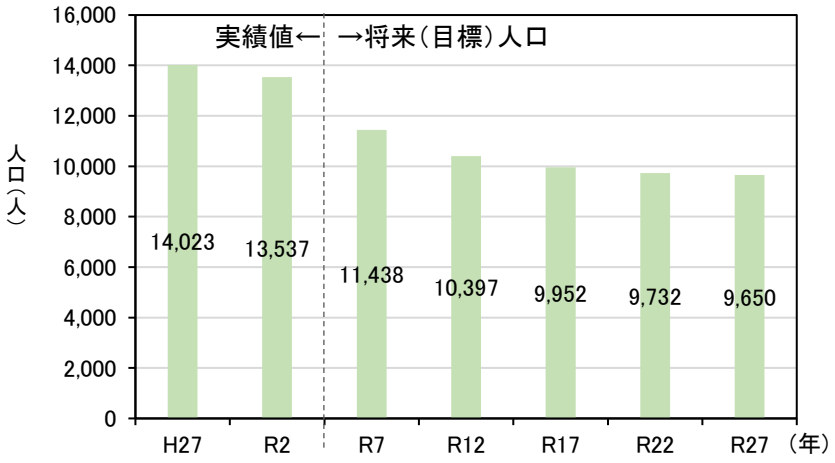
出典：（基準値）自治体排出量カルテ（環境省）

※1：太陽光発電(住宅用、10kW未満)の導入件数の「新規導入（累積）」は、本市の過去5年間の平均太陽光発電導入件数約113件が毎年導入されることを想定して、累計を算出しています。導入量の「新規導入（累積）」については、1件当たりの太陽光発電導入容量を4.8kW（住宅用システムの標準仕様）として、約113件に導入した時の導入量（毎年約544.3kW）の累計を算出しています。

※2：太陽光発電(事業用、10kW以上)の導入量の「新規導入（累積）」は、本市の過去3年間の平均太陽光発電導入量約4.4kWが毎年導入されることを想定して、累計を算出しています。

なお、国土交通省が行っている住宅市場動向調査によると、新築住宅を建てる人が多い年代は30～40代となっています。本市においては今後少子高齢化により30～40代の減少が見込まれており、それに伴い新築住宅の建築数も減少する可能性があります。こうした中、市民、事業者との積極的な連携により、現状の導入数を維持することを目標として数値を設定しています。

■図23 野洲市の30～40代の人口推移



出典：（実績値）国勢調査
（将来人口）国立社会保障・人口問題研究所

5-2 再エネ導入による削減見込みの推計

再エネの導入量による温室効果ガス削減量については、以下に示すように、再エネの導入量から年間発電量の算出を行い、その発電量による温室効果ガス削減量を見込んでいます。

■表10 年間発電量の推計式

年間発電量＝導入容量 × 年間発電時間（24時間×365日） × 設備利用率※

※：発電設備の総供給設備容量に対する発電電力量の比であり、設備がどのくらい有効に使われているかを表現する指標。「自治体排出量カルテ（環境省）」で設定されている再エネの種類ごとの値を利用。

■表11 温室効果ガス削減量の推計式

温室効果ガス削減量＝ 年間発電量 × 電気の排出係数※

※：電気の単位使用量当たりの温室効果ガス排出量。電気事業者ごとに排出係数が決まっており、「電気事業者別排出係数一覧（環境省）」の関西電力（株）の最新公表年度の令和6年度の実績値（0.00415千-tCO_2/万kWh）を利用。

■表12 再エネ導入による温室効果ガス削減量の推計結果

年度	再生可能エネルギーの種類		①	②	③	④=①×②×③/10000	⑤=④×0.00415※ ※電気の排出係数
			導入量（kW）	年間発電時間（h）	設備利用率（%）	年間発電量（万kWh）	温室効果ガス削減量（千t-CO_2）
2030年度	太陽光発電	住宅用（10kW未満）	14,974	8,760	13.7%	1,797.0	7.5
		事業用（10kW以上）	17,430	8,760	15.1%	2,305.5	9.6
	計		32,403	8,760	-	4,102.5	17.0
2035年度	太陽光発電	住宅用（10kW未満）	17,695	8,760	13.7%	2,123.7	8.8
		事業用（10kW以上）	17,452	8,760	15.1%	2,308.4	9.6
	計		35,147	8,760	-	4,432.1	18.4

出典：（設備利用率）自治体排出量カルテ（環境省）
（電気の排出係数）電気事業者別排出係数一覧（環境省）_令和6年度の関西電力（株）の実績値

6 省エネ対策による削減見込みの推計

6-1 想定する省エネ対策

本市の省エネ対策による温室効果ガス削減量は、国施策による削減効果と整合を図ることとします。

なお、省エネ対策等の実施による国の部門別温室効果ガス排出量と基準年度比削減率は、以下のとおりになります。

■表13 国の部門別温室効果ガス排出量と基準年度比削減率

部門	温室効果ガス排出量（100万t-CO_2）				基準年度比削減率		
	実績	将来推計					
	2013年度（基準年度）	2030年度	2035年度※1	2040年度	2030年度	2035年度	2040年度
産業部門	463	289	234	180	-37.6%	-49.5%	-61.1%
業務部門	235	115	75	40	-51.1%	-68.1%	-83.0%
家庭部門	209	71	56	40	-66.0%	-73.2%	-80.9%
運輸部門	224	146	111	80	-34.8%	-50.4%	-64.3%
非エネルギー起源CO_2※2	82.2	70	65	59	-14.8%	-20.9%	-28.2%

出典：地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）

※1：2035年度における温室効果ガス排出量の将来推計は2030年度及び2040年度の温室効果ガス排出量の将来推計結果を按分して設定した。

※2：非エネルギー起源 CO_2は工業プロセスや廃棄物の焼却等から発生するニ酸化炭素のことであり、市内の廃棄物分野として推計に活用した。

6-2 省エネ対策による削減見込み

前項で算出した基準年度比削減率をもとに算出した本市の省エネ対策による削減見込み量は以下のようになります。

■表14 野洲市の温室効果ガス削減量

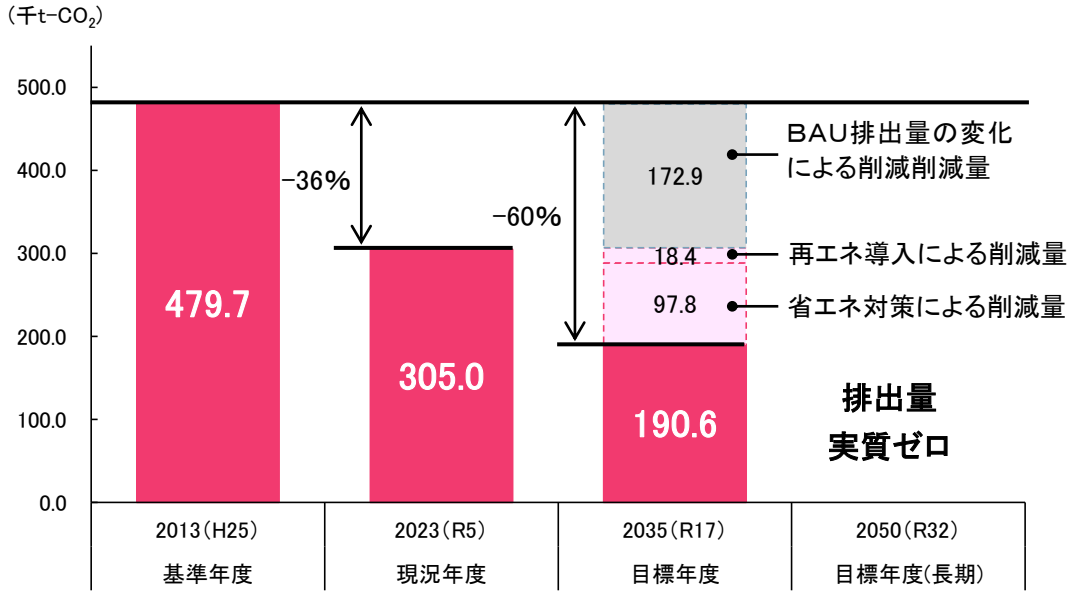
部門	2013年度	2030年度			2035年度			2040年度		
	実績値	①	②	③=①—②	①'	②'	③'=①'—②'	①''	②''	③''=①''—②''
		BAU	想定する排出量	削減見込	BAU	想定する排出量	削減見込	BAU	想定する排出量	削減見込
産業部門	220.1	126.7	137.4	-	126.7	111.2	15.5	126.7	85.6	41.1
業務部門	78.5	46.9	38.4	8.5	46.9	25.0	21.9	46.9	13.3	33.6
家庭部門	82.2	48.4	27.9	20.5	48.6	22.0	26.6	47.9	15.7	32.2
運輸部門	93.1	80.1	60.7	19.4	80.0	46.2	33.8	79.4	33.2	46.1
廃棄物部門	5.8	4.6	4.9	-	4.5	4.6	-	4.4	4.1	0.3
計	479.7	306.7	269.3	48.4	306.8	209.0	97.8	305.3	152.0	153.3

出典：（実績値）自治体排出量カルテ（環境省）

7 温室効果ガス排出削減目標

前項の「4-3 BAU排出量の推計結果」「5-2 再エネ導入による削減見込みの推計」「6-2 省エネ対策による削減見込み」において算出した「BAU排出量」、再エネ導入による「温室効果ガス削減量」、省エネ対策による「削減見込」を集計し、本市の区域施策編における目標を以下の通り設定します。

■図24 野洲市の温室効果ガス排出削減目標



出典：（基準年度、現況年度）自治体排出量カルテ（環境省）

8 用語集

数字・アルファベット

・30by30

2030年までに陸域と海域の30%以上を健全な生態系として保全することを目指す国際目標。

昆明・モントリオール生物多様性枠組の中心目標の1つであり、日本では国立公園などの保護地域に加え、企業林や里地・里山などを対象とした自然共生サイトの認定を通じてネイチャーポジティブの実現を目指している。

・3R

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字を取った資源循環の基本概念。

・CO_2（二酸化炭素）

炭素と酸素から構成される気体で、温室効果ガスの中でも最も排出量が多い。石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料の燃焼や産業活動により排出される。

・CO_2固定コンクリート

製造や施工の過程で二酸化炭素を吸収・固定化する技術を活用したコンクリート。大気中又は、工場から回収した CO_2を材料内部に取り込み固定することで、建設分野における温室効果ガス排出削減への貢献が期待されている。

・CSR

Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略称。企業は利益追求だけでなく、法令遵守、環境保全、人権尊重、消費者保護、地域社会への貢献など幅広い社会的責任を果たすべきであるという考え方。近年はESG経営やサステナビリティ経営と合わせて企業価値向上の重要な要素とされている。

・DX

Digital Transformation の略称。AI やクラウド、IoT などのデジタル技術を活用して業務や組織、社会の仕組みを変革する取組を指す。環境分野では、エネルギー需給管理、環境モニタリング、脱炭素経営の効率化などに活用されており、地域課題解決や持続可能な社会の実現を支える基盤技術とされる。

・MLGs

Mother Lake Goals（マザーレイクゴールズ）の略称。琵琶湖と人とのより良い関係を2030年以降まで引き継ぐことを目指して滋賀県が策定した目標群。行政だけでなく企業、NPO、学校、地域住民など多様な主体が湖と関わりながら未来を創ることを重視し、琵琶湖版 SDGs とも呼ばれている。

・PFAS

有機フッ素化合物の総称で、PFOS や PFOA などを含む。水や油をはじく性質があるため幅広い製品に利用されてきたが、自然界で分解されにくく環境中に長期間残留することから「永遠の化学物質」とも呼ばれる。近年は水質や人体への影響が懸念され、国内外で規制や監視が強化されている。

・SDGs

2015年9月の国連サミットで採択された国際目標で、「誰一人取り残さない」を理念としている。2030年までの達成を目指し、貧困、教育、気候変動、生物多様性、エネルギーなど幅広い課題を対象とした17のゴールと169のターゲットで構成される。

・PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいう（粒径2.5μm以下の微小粒子状物質）。

あ行

・アスベスト

天然に産出する繊維状鉱物で、断熱性や耐火性に優れることから建材などに広く使用された。しかし、飛散した繊維を吸い込むことで肺がんや中皮腫などの健康被害を引き起こすことが判明し、現在では製造・使用が原則禁止されている。

・一酸化炭素（CO）
炭素を含む燃料が不完全燃焼したときに発生する大気汚染物質のこと。主な発生源は自動車や工場、家庭の暖房器具などがあるが、火災や野焼きなどによっても発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の運搬を妨げるため、高濃度になると頭痛やめまいを引き起こし、重度の場合は生命に危険を及ぼすことがあるため、環境基準が定められている。

・ウェルビーイング
身体的・精神的・社会的に良好な状態を意味する概念。第六次環境基本計画では、環境政策の最上位目的として国民一人ひとりのウェルビーイングの向上が掲げられている。経済成長だけでなく、健康、自然とのつながり、地域コミュニティなどを含めた豊かさの実現を重視する考え方。

・エコツーリズム
地域の自然環境や歴史・文化を観光資源として活用し、その価値を理解しながら保全につなげる観光の考え方。環境保全、観光振興、地域振興、環境教育を同時に進めることを目的としている。

・エコドライブ
自動車の燃費向上と温室効果ガス排出削減を目的とした環境に配慮した運転方法。急発進や急加速を避けるほか、アイドリングストップや適正なタイヤ空気圧の維持などが推奨される。

・エシカル消費
人、社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選択する消費行動のこと。フェアトレード商品や環境認証製品、地産地消の商品などの購入が代表例である。

・温室効果ガス
大気中で地表から放出される熱を吸収し、地球の気温を保つ働きを持つ気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などが含まれる。人間活動による排出量の増加が地球温暖化の主要因とされており、各国で削減対策が進められている。

か行

・外来生物
本来生息していない地域へ人為的に持ち込まれた生物のこと。在来生物を捕食したり生息場所を奪うなどの問題が発生するほか、在来生物と交雑して雑種をつくるなど生態系を乱すおそれがある。海外から入ってきた生物だけでなく、国内間においても本来の生息場所ではない地域への侵入による生態系への影響が問題となっている。

・カーボンニュートラル
温室効果ガスの排出量から吸収量や除去量を差し引き、実質的にゼロにする考え方。省エネルギーや再生可能エネルギーの導入、森林による吸収源対策などを組み合わせて実現を目指す。

・河辺林
河川沿いに形成される森林のこと。洪水時の流木や土砂の流出抑制、水質保全、生物の生息環境の確保など多面的な機能を有する。魚類や鳥類の移動経路としても重要であり、生態系ネットワークを構成する要素の1つとして保全が進められている。

・環境学習
環境問題に対する理解を深め、自ら行動できる人材を育成するための学習活動。学校教育だけでなく地域活動や企業研修などでも実施されており、持続可能な社会づくりを支える基盤として位置付けられている。

・環境基準
環境基本法に基づき定められる行政上の目標であり、大気、水質、土壌、騒音などについて人の健康の保護や生活環境の保全を図るための基準。

・環境こだわり農産物
化学合成農薬及び化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物。

・環境保全型農業

化学肥料や農薬の使用低減、有機質資材の活用などにより環境への負荷を軽減しながら行う農業。

・気候変動

気温や降水量などの気候が長期的に変化する現象。近年は人間活動に伴う温室効果ガスの増加による影響が大きいとされ、豪雨、猛暑、干ばつなどのリスク増大が懸念されている。

・クーリングシェルター

熱中症特別警戒情報発表時などに住民が暑さを避けるため利用できる冷房設備を備えた施設。気候変動による猛暑への適応策として全国で整備が進められている。

・グリーンインフラ

森林、湿地、河川、都市緑地などの自然環境が持つ多様な機能を活用して、防災や環境保全、地域活性化を図る考え方。

・グリーン購入

製品やサービスを購入する際に価格や品質だけでなく環境への配慮を重視する考え方。

・光化学オキシダント

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応を起こして発生する大気汚染物質で光化学スモッグの原因。光化学オキシダントは紫外線が強く風が弱いなどの気象条件下で発生しやすく、高濃度になると注意報や警報が発令される。

・光化学スモッグ

自動車や工場から排出された窒素酸化物などが太陽光を受けて化学反応を起こし生成される光化学オキシダントによる大気汚染現象。目や喉への刺激など健康被害を引き起こすことがある。

さ行

・再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど自然界で継続的に利用できるエネルギー源。

・サーキュラーエコノミー

資源を効率的に循環利用し、廃棄物の発生を最小化する経済の仕組み。

・サステナブルファッション

衣類の生産から使用、廃棄までの過程で環境や人権、社会への負荷をできる限り低減するファッションの考え方。

・里山

市街地や集落に隣接する森林で、林産物の栽培や薪炭の生産などに利用され、古来より特に人々の暮らしと深く関わってきた身近な森林のこと。

・里地・里山

集落とその周辺に広がる農地、ため池、森林などが一体となった地域環境。人の営みと自然の相互作用によって維持され、多様な生物の生息場所となっている。

・三方よしフードエコ推奨店

滋賀県では、食品ロスを減らす県民運動「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を実施しており、その一環として食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、広く紹介している。

・自然共生サイト

企業や自治体などが管理する地域のうち、生物多様性保全に貢献している区域を国が認定する制度。30by30目標達成に向けた重要な取組として位置付けられている。

・しが水素拠点形成コンソーシアム

滋賀県における水素の製造、供給、利用の拡大を目的として設立された産学官連携組織。脱炭素社会実現に向けた地域エネルギー戦略の一環として活動している。

・しが生物多様性取組認証制度

滋賀県が企業活動と自然環境保全の両立を促進することを目的として、生物多様性の保全や自然資源の持続的な活用に積極的に取り組む事業者や団体を認証する制度。



しが生物多様性取組認証マーク

・持続可能

環境と経済と社会の発展を調和させて人々が幸せに暮らしていけるようにし、地球を将来世代に引き継いでいけるような社会にすること。

・循環型社会

資源の消費を抑制し、再使用や再資源化を通じて廃棄物発生を最小限にする社会のこと。

・省エネルギー

エネルギーを効率的に利用し、消費量を削減する取組。家庭や事業所、交通部門における脱炭素対策の基本とされる。

・食品ロス

売れ残りや食べ残し、消費期限が近い食品などの理由で、本来食べることができたはずであるのに廃棄される食品。

・森林環境譲与税

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等に向けて、森林整備や担い手確保のために国から自治体へ配分される財源。

・水素

利用時に二酸化炭素を排出しないエネルギー媒体。再生可能エネルギーを活用して製造することで脱炭素化に大きく貢献すると期待されている。

・生態系

生物とそれを取り巻く環境が相互に関係しながら成り立っているまとまり。森林、河川、湖沼、湿地など様々な形態が存在する。

・生態系ネットワーク

生物が移動や繁殖できるように自然環境を相互につなげる考え方。

・生物化学的酸素要求量（BOD）

水質汚濁の汚染指標の1つで、水中の微生物が一定時間内（20℃で5日間）に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数値。この数値が高ければ高いほど水中の有機物の量が多いことを示す。河川の汚濁をはかる代表的な指標。

・生物多様性

生態系、種、遺伝子の多様性を総合的に示す概念。人間社会は生物多様性から多くの恩恵を受けており、その保全が世界的課題となっている。

た行

・脱炭素社会

温室効果ガスの排出を大幅に削減し、実質ゼロを目指す社会のこと。

・ダンボールコンポスト

段ボール箱を利用した生ごみ処理容器。段ボール箱に基材を入れ、微生物の力によって堆肥を作るもの。

・地球温暖化

温室効果ガス濃度の増加によって地球全体の平均気温が上昇する現象。気候変動の主要因であり世界共通の課題となっている。

・地産地消

地域で生産された農林水産物を地域で消費する取組。食品輸送に伴う環境負荷を低減するとともに地域経済の活性化にも寄与する。

・鎮守の森

神社や寺院等の社殿等と一体となって景観を形成する森や林。人里における野生生物の生育・生息環境であるとともに、神事や祭りなどを通して地域文化を象徴する場所でもある。

・デコ活

脱炭素につながる豊かな暮らしを推進する国民運動。省エネや再エネ利用など日常生活の行動変容を促進することを目的としている。

・適応品種

高温や少雨など気候変動の影響に対応できるよう開発された農作物品種。安定した農業生産の確保に貢献する。

・特定外来生物

外来生物のうち特に生態系や人の生活へ深刻な被害を与えるため、法律で指定されている生物。

な行

・二酸化硫黄（SO_2）

硫黄を含む燃料の燃焼などにより発生する。工場などが主な排出源であるが、大気汚染防止法のもと、排出規制などの対策がとられてきたため、現在ではかなり改善されている。呼吸器への悪影響があり、環境基準が定められている。

・二酸化窒素（NO_2）

物の燃焼に伴い必然的に発生する大気汚染物質で、自動車や工場からの排出が多いが、家庭や自然界等からも発生する。高濃度になると呼吸器への影響があるため、環境基準が定められている。

・ネイチャーポジティブ

自然の損失を止めるだけでなく回復へ転換する考え方。2030年までに自然減少を反転させることを目標としている。

・熱中症特別警戒情報

健康に重大な被害が生じるおそれがある極端な暑さが予測される場合に発表される情報。

は行

・パリ協定

2015年に採択された気候変動対策の国際枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前比で2℃より十分低く抑えることを目指している。

・ビワマス

琵琶湖にのみ生息する固有のサケ科魚類。河川と琵琶湖を行き来しながら成長するため、健全な河川環境と湖の生態系の両方が必要である。

・フードドライブ

家庭で余った食品を集め、福祉団体や生活困窮者支援に活用する取組。

・浮遊物質量（SS）

水中に浮遊している粒子状物質の量を示す指標。工場や事業場からの排水、生活排水、土砂の流出などによって増加する。SSが高くなると水の透明度が低下し、水生生物の生息環境に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が定められている。

・浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒径が10μm以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞い上がり等の自然現象によるものもある。

・ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイト構造を持つ材料を用いた次世代型太陽電池。従来のシリコン系太陽電池と比べて軽量で柔軟性があり、壁面や窓などへの設置も期待されている。

ま行

・マイクロプラスチック

5㎜以下の微細なプラスチックごみ。洗顔料や歯磨き粉の研磨剤のスクラブ材などに使用されるマイクロビーズといわれる一次マイクロプラスチックと、タイヤやレジ袋などプラスチック製品が自然環境中で劣化し、粉々になることで生じる二次マイクロプラスチックがある。

・みどりの回廊

森林や河川、緑地などを連続的につながり、野生動植物の移動や生息域の拡大が促進される生態系ネットワークのこと。生物多様性の保全や遺伝的多様性の維持、生息環境の回復につながる。

や行

・野洲川MIZBEステーション

野洲川周辺に整備された拠点で、水辺空間を活用した地域交流や環境学習、防災活動の拠点として利用されている。河川環境の保全と利活用を両立させる取組として、地域住民や関係団体との連携のもと運営されている。

・野洲市エコ・アクションポイント

環境に配慮した行動に対してポイントを付与し、市民の環境保全活動への参加を促進する仕組み。

・有害鳥獣

農林業被害や生活被害を引き起こす野生鳥獣。シカやイノシシなどが代表例で、適切な管理が求められる。

・有機フッ素化合物

炭素とフッ素を含む化学物質群の総称。PFASもこの分類に含まれ、環境残留性の高さが課題となっている。

・ゆりかご水田

琵琶湖から田んぼに遡上してきた魚が、産卵し、稚魚が成育する水田のこと。滋賀県は「魚のゆりかご水田」プロジェクトを推進しており、田んぼや排水路を魚が行き来できるようにし、かつての命溢れる田園環境を再生し、生きものと人が共生できる農業・農村の創造を目指している。

・ヨシ群落

水辺にみられるイネ科の植物の群落のこと。ヨシ群落は、カイツブリをはじめとする野鳥たちの巣作りや休息に使われる。また、ニゴロブナやホンモロコなどの魚たちには格好の産卵場所で、稚魚の隠れ家にもなるなど、水辺の生態系を支える大切な役割も担っている。

・溶存酸素量（DO）

水中に溶けている酸素量を示す指標。水質評価や水生生物の生息環境の把握に用いられる。

ら行

・リサイクル

使用済み製品や廃棄物を原材料として再利用すること。3Rの1つであり資源循環の重要な手法。

・リデュース

廃棄物そのものの発生を抑制すること。3R の中で最も優先順位が高い取組とされる。

・リニューアブル

再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること。

・リユース

製品を繰り返し使用すること。修理や中古利用などにより資源消費と廃棄物発生を抑制する。



第3次野洲市環境基本計画

令和9年3月　策定

令和9年4月　発行

野洲市

野洲市　環境経済部　環境課

〒520-2395　滋賀県野洲市小篠原2100番地1

電話　077-587-6003（課代表）ファックス　077-587-3834